

原子力災害対策編

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（以下「基本法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（以下「原発法」という。）に基づき、廃止措置計画等に基づき廃炉作業が進められる福島第一原子力発電所（以下「福島第一」という。）及び福島第二原子力発電所（以下「福島第二」という。）から放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害からの復旧を図るために必要な対策について、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行によって住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

※福島第一は、平成24年11月に「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「炉規法」という。）第64条の2」に基づき、原子力委員会より特定原子力施設に指定されている。

福島第二は、令和3年4月に炉規法第43条の3の34第2項に基づき、原子力規制委員会により廃止措置計画の認可を受けている。

第2節 計画の性格

第1 市における原子力災害対策の基本となる計画

- (1) この計画は、国の「防災基本計画」及び「福島県地域防災計画（原子力災害対策編）以下「県防災計画」」に基づき作成したもので、市における原子力災害対策の基本となるものであり、この計画に定めのない必要な対策については、防災計画「総則編」、「相互応援協力編」、「一般災害対策編」、「地震災害対策編」及び「資料編」によるものとする。
- (2) 市は、想定されるすべての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

第2 計画の周知徹底

この計画は、市及び関係行政機関・関係公共機関・その他の防災関係機関等に周知徹底を図るとともに、住民等に対し必要と認めるものについては、広報誌等及び防災訓練の場を活用し周知するものとする。

第3 計画の修正

- (1) この計画は、基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認める場合には、これを修正するものとする。
- (2) 修正にあたっては、「原子力災害対策指針」（令和2年10月28日改定）を基本としつつ、県防災計画または市の体制、組織等の改編により見直し等が発生した場合には、速やかに修正を行うものとする。

第3節 原子力災害の特殊性及び複合災害への備え

第1 原子力防災対策の特殊性

原子力発電所の事故により放出された放射性物質の拡散は、その時の風向風速、気温気象現象等に影響されるが、福島第一の事故においては短時間で広範な地域に拡散しており、出された放射性物質は、「見えない」、「臭わない」、「直ちに健康障害が現れない。」ため、受けた被害(被ばく)の程度を自ら判断することが困難である。このため、自己保全のためには放射性物質等に関する知識が必要となる特殊性を有していることから、市民に対する放射線等に関する知識の普及、防災関係機関に対する教育訓練及び放射線防護資機材の整備などを行うとともに、緊急時においても迅速かつ的確な応急対策活動を展開できるよう所要の組織体制を整えるものとする。

第2 大規模自然災害及び原子力災害の複合災害への備え

市は、東日本大震災において大規模自然災害と原子力災害の複数の脅威が重複して発生したことを踏まえ、今後これらの異なる態様を有する複数の脅威から住民等の生命、身体及び財産を保護するため、災害対策本部及び防災関係機関の迅速かつ円滑な対応が求められる。そのため「複数の脅威を分析する情報収集・分析機能」、「脅威に対応する対策案を策定する企画立案機能」、「計画を実行に移す実行機能」を掌る組織体制とこれら機能の発揮を支援する通信設備の多重化、非常用電源設備の整備等必要な体制を確立するとともに、市民、事業所等への知識の普及及び発災初期における自助・共助の体制を整備するものとする。

第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

第1 方針

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安をふまえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

第2 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲

- 1 予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone 概ね5km圏内)
急速に進展する事態を考慮し、重篤な確定的影響等を回避するため、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置(避難等)を準備する区域。

区 分	対 象 区 域
福島第一に係る区域 福島第二に係る区域	該当する地域なし

- 2 緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective Action planning Zone 概ね5~30km圏)

区 分	対 象 区 域
福島第一に係る区域	田村市全域
福島第二に係る区域	田村市全域

第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の 区分等に応じた防護措置の準備及び実施

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離に応じ、防護措置の準備やその実施など適切な行動を進めることが必要である。このような対応を実現するため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態の初期対応段階を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3段階に区分する。

第1 原子力災害対策指針に基づく緊急事態区分

緊急時活動レベル(EAL: Emergency Action Level)

区 分	宣 言 要 件	措 置 事 項
レベル1 警戒事態(Alert) 【警戒事象】	プラントの安全レベルが低下した場合、あるいはその可能性があるような事象が発生した場合	1 事象の影響を緩和するための措置 2 施設敷地内、及び施設敷地外における対応の準備
レベル2 施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency) 【特定事象】	公衆を保護するために必要とされるプラントの機能が実際に喪失、あるいはその可能性が高い事象が発生した場合	1 事象の影響を緩和するための措置 2 施設敷地内の人を防護するための措置 3 施設敷地外における防護措置の準備
レベル3 全面緊急事態 (General Emergency) 【原子力緊急事態】	格納容器の健全性が喪失する可能性を伴う炉心損傷、若しくは燃料の溶融が実際に発生、あるいはその可能性がひっ迫した事象が進行中、または発生した場合	1 事象の影響を緩和するための措置 2 緊急時防護措置を準備する区域(U P Z) 3 屋内退避または避難、安定ヨウ素剤服用準備

※【 】内は、指針においては、緊急事態区分を判断するための基準として、従前より原災法等に基づき運用している施設の状態等を適用することから、本計画においても【 】内の用語を使用する。

第2 緊急事態区分・事象

区 分	事 象
警戒事象未満の事象	原災法第10条に規定する特定事象に該当しない事故
警戒事象	原災法第10条に基づく通報事象(特定事象)には至っていないが、その可能性がある事故・故障若しくはそれに準じる事故・故障であって規制庁が警戒事象と判断する事象、または自然災害(立地道府県における震度6弱以上の地震、大津波警報、東海地震注意情報)をいう。
特定事象	原災法第10条第1項に規定する次の基準、または施設の異常事象のことをいう。 ・原子力事業所の境界付近の放射線測定値：5μSv/h 以上の場合 ・排気筒等通常放出場所 拡散等を考慮した5μSv/h 相当の放射性物質を検出した場合

	<ul style="list-style-type: none"> ・管理区域以外の場所 50 μ Sv/h の放射線量、または 5 μ Sv/h 相当の放射性物質を検出した場合 ・輸送容器から 1 m 離れた地点（事業所外運搬の場合）：100 μ Sv/h を検出した場合 ・臨界事故の発生、またはそのおそれがある状態 ・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生すること等
原子力緊急事態宣言	<p>原子力緊急事態が発生した場合、原災法第 15 条に基づき内閣総理大臣が行うもので、内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力緊急事態が発生した旨 ・緊急事態応急対策を実施すべき区域 ・原子力緊急事態の概要 ・緊急事態応急対策実施区域の区域内の居住者などに対して周知させるべき事項 <p>※福島第一原子力発電所の事故で発出された「原子力緊急事態宣言」は継続中</p>

第 3 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力施設において異常事態が発生した場合

(1) 緊急時防護措置を準備する区域(U P Z)

事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によって段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

- ① 原子力緊急事態となった際には、予防的な防護措置(屋内退避)を原則実施する。
- ② 計測可能な判断基準に基づく避難及び屋内退避の準備を進めるものとする。
- ③ 緊急時モニタリングの結果、原子力発電所の状況及び風向等の気象状況に基づき、対象区域の避難、または屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施するものとする。
- ④ 緊急時モニタリングの結果、U P Zの避難を要しない区域においても、測定の結果により、屋内退避や安定ヨウ素剤の服用を実施するものとする。

2 放射性物質が環境へ放出された場合

- (1) U P Zにおいては、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル(O I L : Operational Intervention Level)と照らし合わせ、必要な防護措置を実施するものとする。

ア O I L と防護措置について

	種 類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線:40,000cpm (皮膚から数cm) β 線:13,000cpm 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cm)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難した避難者等を避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	◇放射性ヨウ素 ・ 飲料水、牛乳、乳製品(300Bq/kg) ・ 野菜、穀類、肉、卵、魚(2,000Bq/kg)	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超

			◇放射性セシウム ・ 飲料水、牛乳、乳製品 (200Bq/kg) ・ 野菜、穀類、肉、卵、魚 (500Bq/kg) ◇プルトニウム等 ・ 飲料水、牛乳、乳製品 (1Bq/kg) ・ 野菜、穀類、肉、卵、魚 (10Bq/kg) ◇ウラン ・ 飲料水、牛乳、乳製品 (20Bq/kg) ・ 野菜、穀類、肉、卵、魚 (100Bq/kg)	えるものにつき 摂取制限を迅速 に実施。
--	--	--	---	----------------------------

3 放射線量監視地域

(1) 現環境下

市内全域を放射線量監視地域とし、継続的な放射性物質及び放射線の低減化施策の実施と併せて恒常的に市内全域にわたる広域的な環境放射線モニタリングを実施するものとするほか、必要に応じて、飲食物の汚染状況調査等を行い、その結果に基づき、飲食物の摂取制限等を実施するものとする。

(2) 新基準対応

市内全域を安定ヨウ素剤の備蓄する地域とし、備蓄、配分及び服用に関する計画を策定する。また、広域的な環境放射線モニタリングを実施するほか、必要に応じて、飲食物の汚染状況調査等を行い、その結果に基づき、外出自粛や飲食物の摂取制限を実施する

(3) 上記第1項及び第2項に含まれる地域の区分や境界については、当該地域が含まれる町の行政区画、地勢等地域に固有の自然的・社会的周辺状況を勘案し、ある程度の増減を考慮しながら行政局及び行政区と調整を行い、対象となる地域を具体的に定めるものとする。

第6節 市・防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱

原子力防災に関し、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務または業務の大綱は、地域防災計画「総則編」に定める「防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱」に加え、次のとおりとする。

第1 市(教育委員会除く。)

事務 または 業務	
1	災害減災対策
(1)	市民に対する原子力防災対策に関する知識の普及・啓発に関すること。
(2)	原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。
(3)	通信連絡網の整備に関すること。
(4)	原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。
(5)	原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。
(6)	環境放射線のモニタリングに関すること。
2	災害応急対策
(1)	本部等の設置に関すること。
(2)	事故状況の把握及び連絡に関すること。
(3)	県が行う緊急時環境放射線モニタリング活動への協力に関すること。
(4)	住民等の退避、避難及び立入制限に関すること。
(5)	県の緊急被ばく医療活動に対する協力に関すること。
(6)	飲食物の摂取制限等に関すること。
(7)	飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること。
(8)	輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。
(9)	市道の通行確保に関すること。
(10)	農畜産物の汚染状況の調査に関すること。
(11)	住民等に対する農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること。
(12)	風評被害等の影響の軽減に関すること。
(13)	心身の健康相談に関すること。
(14)	各種制限措置等の解除に関すること。
3	災害復旧対策
(1)	汚染物質の除去及び除染に関すること。(生活空間、農林地等)
(2)	損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること。
(3)	災害復旧事業に関すること。
(4)	原子力災害に関する調査研究に関すること。
(5)	被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援に関すること。

第2 教育委員会

事務 または 業務	
1	小・中学校に対する放射線等に係る知識の普及に関すること。
2	小・中学校等への情報の伝達に関すること。

- 3 生徒等の退避及び避難等安全確保に関すること。
- 4 屋内退避、避難等における学校施設の使用協力に関すること。

第3 郡山地方広域消防組合

事 務 ま た は 業 務	
1 災害減災対策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力災害に関する知識・技能の普及及び教育に関すること。 (2) 原子力災害対策に必要な資器材等の整備に関すること。 (3) フォールアウト(放射性降下物)エリアにおける救出・救助活動の訓練に関すること。
2 災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急事態区分・原子力災害情報に関する情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 住民等に対する原子力災害の広報に関すること。 (3) 住民等の避難、屋内退避等の避難対策に関すること。 (4) 被災者に対する救護及び救助活動の実施に関すること。 (5) 消防活動及びその他の応急措置に関すること。 (6) 県の緊急被ばく医療活動に対する協力に関すること。 (7) 災害時における緊急輸送の実施に関すること。 (8) 市内の防火活動に関すること。

第4 県

機 関	事 務 ま た は 業 務
県	<ul style="list-style-type: none"> 1 県民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。 2 緊急時通信連絡網の整備に関すること。 3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。 4 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。 5 事故状況の把握及び連絡に関すること。 6 緊急時環境放射線モニタリングに関すること。 7 市が行う住民等の退避、避難等に対する助言及び支援に関すること。

	<p>8 緊急被ばく医療活動に関すること。</p> <p>9 飲食物の摂取制限等に関すること。</p> <p>10 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関する こと。</p> <p>11 汚染物質の除去等に関すること。</p> <p>12 各種制限措置等の解除決定の調整に関する こと。</p> <p>13 市の原子力防災対策に対する指導及び助言に 関すること。</p> <p>14 防災関係機関との連絡調整に関すること。</p>
福島県教育庁	<p>1 県立学校に対する放射線等に係る知識の普及 に関すること。</p> <p>2 児童、生徒の安全の確保に関すること。</p> <p>3 退避、避難等に係る学校施設の提供に関する こと。</p> <p>4 県立学校への災害情報の伝達、広報に関する こと。</p>
福島県警察本部 田村警察署	<p>1 住民等に対する広報に関すること。</p> <p>2 住民避難等の誘導に関すること。</p> <p>3 立入制限措置に関すること。</p> <p>4 災害警備及び交通規制に関すること。</p> <p>5 緊急輸送のための交通確保に関すること。</p>

第5 自衛隊

事務 または 業務	
	<p>1 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動。</p> <p>2 空からの緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関する こと。</p> <p>3 緊急被ばく医療活動に対する協力に関する こと。</p>

第6 指定地方行政機関

機 関	事務 または 業務
東北財務局 福島財務事務所	<p>1 地方公共団体に対する資金の融資のあつせん に関する こと。</p> <p>2 金融機関の緊急措置等の指示に関する こと。</p>
東北厚生局	<p>1 国立病院における医療、助産、救護の指示調整 に関する こと。</p>

東北農政局 東北農政局福島地域センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関する事。 2 農業関係被害状況の収集及び報告に関する事。 3 主要食糧等の供給対策に関する事。
関東森林管理局福島森林管理署	林野、林産物の汚染対策に関する事。
東北経済産業局	原子力発電所の災害に関する情報収集及び防災に係る協力に関する事。
関東東北産業保安監督部東北支部	電気の安全確保に関する指導監督に関する事。
東北運輸局(福島運輸支局)	陸上輸送機関との連絡調整に関する事。
東京航空局 仙台空港事務所 福島空港出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機の安全航行に関する事。 2 原子力発電所上空の飛行規制に関する事。
福島地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事。 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じた住民等への周知に関する事。 3 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、気象状況の推移やその予想の解説等の実施に関する事。
東北総合通信局	電気通信の確保及び非常通信の運用監督に関する事。
東北地方整備局郡山国道事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 国道の通行確保に関する事。 2 道路情報表示による災害情報の提供に関する事。
福島労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 労働者の被ばく管理の監督指導に関する事。 2 労働災害調査、労働者の労災補償に関する事。

第7 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関	事 務 ま た は 業 務
NTT東日本福島支店 NTTコミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、 KDDI(株)、ソフトバンク(株)	1 通信の確保に関する事。こと。 2 災害時優先電話に関する事。こと。 3 仮設回線の設置に関する事。こと
東日本旅客鉄道(株)(仙台支社福島支店)	救援物質及び避難者の輸送の協力に関する事。こと。
日本赤十字社福島県支部	1 医療班救護チーム等の派遣に関する事。こと。 2 義援金の募集に関する事。こと。
報道機関	1 災害情報及び各種指示の伝達に関する事。こと。 2 原子力防災に関する知識の普及に関する事。こと。
日本通運(株)郡山支店 福島交通(株)郡山支社 (社)福島県トラック協会県中支部	災害時における緊急輸送の協力に関する事。こと。
(社)田村医師会 田村薬剤師会	災害時の医療救護活動に関する事。こと。 安定ヨウ素材の配布に関する事。こと。
田村歯科医師会	災害時の歯科医療救護活動に関する事。こと。
社会福祉法人田村市社会福祉協議会	1 災害時におけるボランティアの受け入れに関する事。こと。 2 生活福祉資金の貸付に関する事。こと。
東北電力ネットワーク(株) 郡山電力センター	1 電気供給設備の被害調査並びに早期復旧の実施と危険防止措置に関する事。こと。 2 災害時における危険予防措置等の広報活動に関する事。こと。
東日本高速道路(株) 東北支社郡山管理事務所	1 利用者に対する事故情報及び各種措置の伝達に関する事。こと。 2 緊急輸送の協力に関する事。こと。

第8 災害協力団体及び防災関係団体

機 関	事 務 ま た は 業 務
JA 福島さくら	1 米穀及び食糧品の供給に関する事。こと。 2 福祉避難所において使用する福祉用具の供給に関する事。こと。 3 その他の生活必需物資の供給協力に関する事。こと。 4 農地等の被害調査及び住家被害認定のための人員派遣に関する事。こと。
社会福祉法人田村福祉会	災害時における要援護者の緊急受入に関する事。こと。

協業組合たむら環境センター	災害時における災害廃棄物処理等の支援に関すること。
福島県石油業協同組合田村支部	災害時における燃料等(ガソリン等の石油製品)の供給に関すること。
(社)福島県L P ガス協会 郡山支部田村方部会	災害時における生活必需品物資(L P ガス等)の供給協力に関すること。
県南電気工事協同組合三春支部・小野支部	緊急を要する公共施設の応急対策業務に関すること。

第9 原子力事業者

事務 または 業務
1 原災法に基づく届出、通報連絡、業務計画の作成等に関すること。
2 原子力施設の防災管理に関すること。
3 従業員等に対する教育、訓練に関すること。
4 関係機関に対する情報の提供に関すること。
5 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。
6 緊急時モニタリング活動に対する協力に関すること。
7 緊急被ばく医療活動に関すること。
8 市、県及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。

第2章 原子力災害事前対策

本章は、廃止措置計画等に基づき廃炉作業が進められる福島第一・福島第二のいずれかまたはその両方が同時に、原子力事故や複合災害等により、再び原災法第10条及び第15条に該当する事象が発生し、放射性物質及び放射線が異常に放出されるおそれ、またはされた場合に、迅速に対応するための体制の整備と事前対策を中心に定めるものである。

第1節 原子力発電所における予防処置等

第1 原子力事業者の責務

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」）は、福島第一及び福島第二の廃炉作業を進めるに当たり、安全管理に最大限の努力を払い、更なる放射性物質の異常放出により、市民に影響が及ぶことのないように安全を確保するとともに、発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備えた体制の整備を図るなど原子力災害の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずるものとする。また、福島第一及び福島第二に係る業務に従事する者に対しては、原子力防災に関する資質の向上を図るための教育、訓練を積極的に行うとともに、県、市との有機的な連携体制の確立を図り、原子力防災体制の整備に万全を期するものとする。

第2 防災業務計画に関する協議

- 1 市は、原災法第7条第2項に基づき、事業者が作成、または修正しようとする原子力事業者防災業務計画案について、県から意見聴取を受けた時は、本計画と整合性を保つ等の観点から、庁内において協議し、意見を文書で回答するものとする。
- 2 関係周辺市町村は、原子力発電所ごとに次のとおり。
 - (1) 福島第一に係る関係周辺市町村
田村市、いわき市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村、飯舘村
 - (2) 福島第二に係る関係周辺市町村
田村市、いわき市、南相馬市、川俣町、広野町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村
- 3 事業者の届出の受理等
市は、県に対し、事業者から原災法に基づく次の事項について届出があった場合は、県からその写しを取得し、情報の収集・連絡等に活用するものとする。
 - (1) 原子力防災要員の現況（原災法第8条第4項）

- (2) 原子力防災管理者または副原子力防災管理者の選任または解任（原災法第9条第5項、第6項）
- (3) 放射線測定設備及び原子力防災活動資機材の現況（原災法第11条第3項）

第2節 原子力防災専門官との連携

市は、平常時より以下について県及び関係市町村並びに原子力防災専門官(内閣府)と密接な連携を図り、地域防災計画(原子力災害対策編)の作成・修正にあたっては、必要により原子力防災専門官の助言を受けるものとする。

- (1) 地域防災計画(原子力災害対策編)の作成・修正
- (2) 原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡
- (3) 地域ごとの防災訓練の実施
- (4) オフサイトセンターの運用及び防災拠点としての活用
- (5) 周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達
- (6) 事故時の連絡体制
- (7) 防護対策(避難計画の策定を含む。)、広域連携などを含めた緊急時の対応等

第3節 情報の収集・連絡体制等の整備

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害特に初動時の対応に万全を期すため、夜間・休日等においても国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡が確保できるよう整備するものとする。

2 機動的な情報収集体制

(1) 機動モニタリング班の編成

市は、状況に即応し、機動的な情報収集活動を行うため本部及び局本部に日々の機動モニタリング班(人員2名、車両1台、放射線測定器1台)の要員を指定する。また市内全域を迅速に情報収集する必要が生じた場合は、臨時機動モニタリング班を編成するとともに、国及び県と協力し、防災ヘリコプター及び自衛隊を活用できる体制を確立するものとする。

(2) 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会(総務省)と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(3) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、防災無線、携帯電話の業務用移動通信、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

3 情報資料の収集・分析能力の向上

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

ア 市は、収集した情報を的確に分析・評価・整理するための情報所等の勤務者に継続的な教育訓練を行い、情報収集に関わる人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

イ 原子力防災業務等に従事する者に対する研修

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、原子力防災業務等に従事する者に対し、国、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修、特に以下に掲げる事項について積極的に研修させ、原子力災害対策に係わる人材を育成するものとし、併せて研修成果を訓練等の場を活用し、他の職員及び市民に普及させるものとする。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること。
- ② 原子力施設の概要に関すること。
- ③ 原子力災害とその特性に関すること。
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ⑤ 緊急時モニタリング実施方法及び機器に関すること。
- ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- ⑦ 緊急時に市(町村)、県及び国等が講じる対策の内容
- ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ⑨ 放射線緊急被ばく医療(応急手当を含む。)に関すること。
- ⑩ その他緊急時対応に関すること。

4 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、原子力防災関連情報の収集・蓄積を図るものとし、それらの情報について行政局及び関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化に努め、その共有を図るものとする。

第2 情報収集手段の確保

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておくものとする。なお、通信手段の整備にあたっては、複合災害の発生を考慮し、自然災害に対する頑健性、多重化の確保に努めるとともに、通信事業者等と事前調整を行い、緊急措置としての移動局等の派遣要請手続き等を整備するものとする。

1 防災行政無線の適切な管理

市は、常に防災行政無線施設を良好な状態に保つとともに、可聴範囲外地域の解消に努めるものとする。

2 通信手段・経路の多様化

市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

3 災害時優先電話等の活用

市は、NTT東日本などの電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について職員に習熟するものとする。

4 衛星携帯電話、公衆無線LANサービスの活用

市は、通信回線の障害や輻輳に備え、衛星携帯電話の整備の促進及び公衆無線LANサービスの導入により、通信手段の多重化を図るものとする。

5 非常用電源等の整備及び保守点検の実施

市は、庁舎等の停電に備え、非常用電源設備を整備(補充用燃料を含む。)するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と操作方法の習熟はもとより災害による被害を受けない場所への設置を図るものとする。

第4節 原子力災害応急対策の活動体制の整備

市は、再び原子力災害が発生、または発生するおそれがある場合において、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、平常業務を必要最小限度の市民サービス業務にとどめ、応急災害対策を行うための防災組織体制を整備するものとする。

職員は、常日頃から所属部課及び自己の任務を理解し、原子力災害発生時は躊躇することなく活動できるよう研鑽に励まなければならないものとする。

第1 市の即応体制の保持

原子力災害発生時に、できる限り混乱を回避し、被害を最小限にとどめるため危機管理の観点から平常時とは異なった組織体制のもと、迅速な災害応急対策を実施するため災害対策にあたる全職員に対する日頃からの研修・訓練を行い、災害に対応する組織の確立とその機能の強化を図る等により即応体制を保持するものとする。

1 組織体制の整備

発災時の警戒態勢・事故対策のための「田村市災害対策本部設置・運営マニュアル」を策定するとともに、必要に応じ災害対策活動体制の適時な見直しを行うなどより実践的な組織体制の整備を図るものとする。

2 動員・連絡体制の整備

夜間、休日等における緊急事態をも考慮した職員の動員及び連絡体制の強化を図るものとする。

第2 本部機能の強化

1 本部の組織

「総則編 第2章 第2節 防災に関する組織と責務」の定めによるものとする。

2 本部長の責務

(1) 災害初動体制の早期確立を重視して常日頃から職員に対し防災計画を周知徹底するとともに、各部課及び職員個々に任務を明示するものとする。

(2) 職員の災害対応能力の向上施策の実施

① 職員の研修・訓練計画の策定

本部事務局要員等に対し、各人に割り当てられる任務を遂行できるよう災害対応能力の向上を目的として、研修・訓練計画を策定するものとする。

② 研修・訓練実施の考え方

ア 知識や心得の付与を目的とした会議形式の研修のほか、図上演習など、その目的に応じ最も効果的な手法で実施するものとする。また、研修・訓練の実施後は、その効果の測定を行い、内容及び手法の改善を図るものとする。

イ 人事異動、通常業務の繁忙などを考慮し、計画的に実施するものとする。

ウ 市のみでは対応困難な市民の避難行動等については必要に応じ、自衛隊、消防、警察等防災関係機関と合同の訓練を実施することにより、組織の災害対応能力の向上を図るものとする。

(3) 本部及び局本部の機能の強化

本部事務局及び局本部事務局に、非常時の情報収、伝達、企画立案機能をはじめ、本部の運営に必要な無線、有線等の通信機器、図面等の整備を図り、本部機能の強化を図るものとする。

3 各部課長等の責務

(1) 各部課等の役割を職員に周知徹底するとともに、部課等職員個々に原子力災害発生時における任務を明確かつ具体的に付与するものとする。

(2) 部課等職員に対する教育

各部課長等は、次の事項について、所属職員に対し十分に周知を図るとともに、所管事項に関する原子力災害対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対して教育を行うものとする。

① 原子力災害等に関する基礎知識

② 「田村市地域防災計画」の内容と市が実施している原子力災害対策

- ③ 原子力災害の発生が予知された場合、または発生した場合に具体的に取るべき行動
 - ④ 職員等が果たすべき役割(職員の動員体制と役割分担)
 - ⑤ 家庭の原子力災害対策と自主防災組織の育成強化対策
 - ⑥ 原子力災害対策の課題その他必要な事項
- (3) 防災対応計画の策定
- ① 災害応急対策の円滑な実施を図るため、各部等は、防災対応業務(分掌事務と所管課)を把握するとともに、あらかじめ次の項目を記した防災対応計画を作成し、市長に報告するものとする。また、防災対応計画は、毎年検討を加え、必要がある場合は、これを修正するものとする。
 - ア 職員の非常呼集体制
 - イ 災害時の組織及び任務
 - ウ 職員の配備計画
 - エ 所管任務の遂行計画(恒常業務の復旧、恒常業務の遂行、防災業務の遂行等)
 - オ その他災害応急対策に必要な事項
 - ② 報告
計画は、毎年4月1日現在をもって見直しを行い、速やかに市長に報告するものとする。
 - ③ 災害応急対策にかかる事前調整
各部等は、災害発生後迅速に災害対応や応急復旧等に対応するため関係する部課と事前調整し、時系列的に「防災対応計画」を作成するものとする。
 - ④ 時系列的防災対応計画
災害発生直後から初動期～復旧期に到るまでの災害応急対策について時系列に次の項目を検討し、避難誘導、食料・物資の供給や緊急輸送の実施など災害応急対策相互の関連や各部等の行うべき事務・事業及び必要とする人員等を明確にするものとする。なお、事前に検討が必要なものとして次のものがあげられる。
 - ア 活動体制に応じた業務内容の把握
 - イ 役割分担と人員の配置
 - ウ 災害対応マニュアルの作成
- (4) 差出し職員の通知
- ① 部長等は、毎年4月1日までに本部事務局及び各部に差出す職員の名簿を市民部長に報告するものとし、差出し要員の異動等に伴う変更については、その都度遅滞なく報告するものとする。
 - ② 市民部長は、前段の報告を受けた後、速やかに本部組織図を作成し、各部長等に通知するものとする。
- (5) 緊急連絡網の整備及び徹底

- ① 本部事務局長(市民部長)は、本部事務局緊急連絡網を作成するものとする。
- ② 本部員(各部長等)は、各部等の緊急連絡網を作成するものとする。

4 職員の責務

- (1) 地域防災計画及び各部の防災対応計画を熟知するとともに所属部課及び各人の地位・役割を把握し、地震が発生した場合には、速やかに行動できるように努めるものとする。
- (2) 自ら積極的に原子力災害に関する基礎知識及び危機管理能力の修得に努めるものとする。
- (3) 原子力災害発生時に道路渋滞等及び複合災害時の道路途絶を考慮し出勤のため、予備経路及び予備手段を計画し、事前に確認しておくものとする。

第3 防災関係機関との連携

市を管轄する防災機関及び市に関係する防災関係機関は、防災計画の円滑な実施のため、防災組織の充実を図るものとする。

第5節 環境放射線モニタリング体制の維持

当面の間市は、現行のリアルタイム線量測定システム、モニタリングポスト及びモニタリング班によるモニタリング体制を維持するとともに、福島第一・福島第二の単独、または発電所周辺で大規模自然災害が発生する等により、原災法第10条及び第15条に該当する事故が発生した場合に迅速に対応できるよう機動モニタリング隊の派遣体制を維持する。なお、広域に渡るモニタリングを機動的に展開するため、国、県、指定行政機関、指定公共機関、原子力事業者等との連携体制を確立するものとする。

第1 モニタリング体制等の整備

1 現行のモニタリング体制

(1) 緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)

区 分	R	M	計	N	(単位:ヶ所, 組)
都路行政局管内	17	11	28	7	R:リアルタイム線量測定システム
滝根行政局管内	16	2	18	14	M:モニタリングポスト
大越行政局管内	12	1	13	6	N:モニタリング班
常葉行政局管内	15	5	20	10	(NaIシンチレーション)
船引行政局管内	50	7	57	35	
計	110	26	136	72	

(2) モニタリングの公表

市は、福島第一または福島第二からの再度の放射性物質、または放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点で、月 1 回のモニタリングを継続するとともに、結果の公表を継続するとともに、その結果を広報誌及びホームページ等で速やかに公表するものとする。

(3) 県が実施する緊急時モニタリング等への協力準備

市は、再度原子力災害が発生した場合に県が実施する緊急時環境放射線モニタリングの迅速かつ的確な実施に協力するための体制を整備し、維持するものとする。

2 モニタリング設備・機器の整備・維持

市は、周辺環境への放射性物質、または放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等のモニタリング設備・機器等を整備するとともに、その操作及び管理について習熟するものとする。

(1) 測定器材等保有台数

器 材 名	市所有	原子力規制庁 配備	計
放射線測定器 (TCS-172B)	3	23	26
サーベイメーター (TGS-146)	5	10	15

(2) 機材の配分計画

配 分 先		放射線測定器 (TCS- 172B)	サーベイメーター (TGS-146)
本庁及び 各行政局	本 庁	20	13
	滝 根	1	
	大 越	1	
	都 路	3	2
	常 葉	1	
たむら市民病院・都路診療所		—	

※田村医師会救護班が編成された場合は、救護班に TGS-146 の配分を計画するものとする。

※広範囲に迅速な測定が必要な場合は、各行政局へ増加配分を計画するものとする。

3 モニタリング要員の確保

市は、モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために機動モニタリング隊を常時編成するとともに、臨時の機動モニタリング隊の編成を準備する。なお、これらのモニタリング要員に対して、定期的に講習会等を実施してモニタリングに必要な識能を習得させるものとする。なお、市は、初期における迅速な活動体制を確保するため、県の要請を受けた場合には、機動モニタリング隊を派遣できるよう準備するものとする。

4 県、関係機関との協力体制の整備

市は、県の助言や協力によって、校庭、公園、通学路及び集会所等の市民生活に身近な場所のモニタリング体制の整備に努めるものとする。

第2 専門家の派遣要請手続き

市は、原子力事業者より警戒事象、または特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握及び災害応急対策の助言等のために専門的知識を有する職員の派遣の要請をするものとする。

第6節 住民等への情報伝達体制の整備

第1 情報伝達体制及び設備の整備

市は、国及び県並びに防災関係機関と協力し、新たな原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合、または原子力発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合において、住民等に対して、被災者の危険回避のための警戒事象、または特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容情報を含めわかりやすく迅速に伝達するため、必要な情報伝達体制及び設備を整備するものとする。

1 多様な広報媒体の整備及び活用

市は、情報の伝達にあたっては、国、県、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、総合情報通信ネットワーク、防災行政無線、広報車両等の広報施設及び機器等の整備やインターネット等多様なメディアの活用を図るものとする。

2 市民への対応体制の整備

市は、伝達方法、提供すべき情報の内容(フェーズに応じた広報文の事前作成)及び実施者、市民からの問い合わせへの対応要領について、あらかじめ定める等、必要な体制を整備するものとする。

3 要配慮者への広報体制の整備

市は、国、県、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、各行政区長(以下「区長」という。)、民生委員、消防団、社会福祉施設、国際交流協会、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要介護者、障がい者及び難病患者等の避難行動要支援者並びに外国人、妊産婦及び一時滞在者等の要配慮者について別に情報伝達体制を整備するものとする。

4 住民相談窓口の整備

市は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

第2 地域コミュニティによる共助意識の醸成

市は、災害時における情報伝達及び避難誘導に関し、地域コミュニティの果たす役割に鑑み、区長、民生委員・児童委員、消防団及び地域の自主防災組織等と協力し、地域における共助意識の醸成に努めるものとする。

第7節 退避体制の整備

市は、放射性物質及び放射線から生命、身体を防護するため、国より避難指示または屋内退避等の指示を受けた場合、または市長が、原災法第10条の特定事象が発生し、市民の生命、身体を保護する必要があると判断した場合に円滑かつ迅速に避難できる体制を整備するものとする。なお、避難体制については「地震災害対策編 第1章 災害減災計画 第12節 避難体制の整備」によるものとするほか、以下のとおりとする。

第1 避難の区分

避難は、その実施状況等により、以下の2つの類型に分類される。

区 分	防 護 措 置 内 容
避難(evacuation)	空間放射線量率等が高い地点から速やかに離れるため緊急で実施する防護措置
一時移転(temporary relocation)	緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置

第2 避難等の発令基準及び伝達

1 発令基準

区 分	発 令 要 件
屋内退避	1 原子力緊急事態が宣言され、国より屋内退避を指示された場合 2 市長が、市民の生命、身体を保護する上で必要と認めた場合
高齢者等避難	1 予防的防護措置を準備する区域(PAZ)の住民等が避難を開始した場合で、市長が、避難行動要支援者を保護する上で必要と認めた場合
避難指示	1 原子力緊急事態が宣言され、国より避難を指

	示された場合 2 500 μ Sv/h 以上が観測された場合 3 市長が、市民の生命、身体を保護する上で必要と認めた場合
--	--

2 避難等の伝達担当及び方法

【一般災害対策編】第2章第1節第1の3の定めによるものとする。

第3 避難計画の作成等

1 避難計画作成にあたっての留意事項

- (1) 原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための方位別フォールアウト・エリア毎の避難計画をあらかじめ作成し、発災時の風向き及び気象現象等から避難対象区域が判明次第、直ちに計画を発動できる体制を整備するものとする。
- (2) 原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難や防災措置の実施基準となるO I L (運用上の介入レベル)に応じた防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、避難計画を策定するものとする。
- (3) 避難先からの更なる避難を避けるため、県で策定した広域避難計画の定めによる。
- (4) 避難行動要支援者の避難計画の作成にあたっては、「一般災害対策編第1章第18節要配慮者支援対策」の定めによるものとする。
- (5) 避難対象区域の決定にあたっては、地域コミュニティの維持に着目し、同一行政区の市民の避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。
- (6) U P Zにおける避難計画の作成においては、O I Lの区分に応じた避難方法(避難か一時移転か)の選択手続き及びそれぞれの避難方法に基づく具体的な実施措置内容について整備するものとする。

2 避難対象区域(方位別予測フォールアウト・エリア)毎の避難計画の作成

- (1) 緊急時防護措置を準備する区域内(U P Z)は、発災の風向き及び気象現象等により、全域避難、または避難を必要とする区域と避難を必要としない屋内退避区域等に区分されるため、福島第一、福島第二別にそれぞれの発電所を中心として16方位の予測フォールアウト・エリア毎に避難計画を作成するものとする。なお、予防的防護措置を準備する区域(P A Z:概ね5 km圏内)の住民避難が先行して行われるため、その円滑な避難が実施できるよう配慮するものとする。
- (2) 避難計画の策定にあたっては、下記事項に留意するものとする。
 - ① 避難等に関する指標
 - ② 避難対象地区、対象人口及び責任者
 - ③ 避難を開始する時期
 - ④ 避難先

指定避難所若しくはコンクリート建物の名称、所在地

- ⑤ 避難の実施要領
 - ア 避難等の指示の伝達方法
 - イ 一次集合場所の名称、所在地、対象地区、対象人口、責任者、移動経路及び誘導方法
 - ウ 他市町村への避難の方法については、イにおいて集合後、広域避難計画によるものとする。
 - エ 住民輸送に関する事項
 - (ア) 輸送車両の数、配車の要領
 - (イ) 輸送の経路
 - (ウ) 道路の使用統制
 - ⑥ 避難状況の確認体制
 - ⑦ 要配慮者に対する救護措置に関する事項
 - ⑧ 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項
- 3 各機関等の避難誘導計画の作成
- (1) 学校等における避難計画等
 - ① 市は、学校等の管理者に対し、原子力災害が発生若しくは発生するおそれのある場合を想定し、学校等の職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備するよう指導、助言に努めるものとする。
 - ② 市は、学校等の管理者に対し、新たな原子力災害が発生した場合に園児、児童、生徒及び学生(以下「生徒等」という。)を混乱なく、安全を確保し、生徒等が適切に行動できるように、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、保護者への引渡し要領等についての避難計画を具体的に作成するとともに、生徒等の避難を組み入れた訓練を実施するよう要請するものとする。
 - ③ 避難計画の作成にあたっては、学校等が立地する地域の特性を考慮した上で、生徒等の安全確保と円滑な保護者等への引渡しを重視し、次の事項に留意して、実態に即した適切な避難対策を立てるものとする。
 - ア 避難実施責任者
 - イ 避難の優先順位
 - ウ 避難誘導責任者及び補助者
 - エ 避難誘導の要領及び措置
 - オ 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
 - カ 避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法
 - キ 避難者の確認方法
 - ク 生徒等の保護者等への引渡方法及び保護者と連絡が取れない場合の措置

ケ 通学時に災害が発生した場合の避難方法

(2) 病院等医療機関における避難計画等の作成

病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、新たな原子力災害が発生した場合に患者を他の医療機関、または安全な場所へ集団的に避難させることを想定し、以下の事項に留意し、避難計画を作成するものとする。

- ① 避難実施責任者
- ② 患者の状態に応じた搬送要領(搬送の優先順位含む。)
- ③ 避難の時期(事前避難の実施等)及びその指示伝達方法
- ④ 入院患者の移送先施設または臨時収容場所及び受入要領
- ⑤ 避難経路、誘導責任者及び誘導方法
- ⑥ 患者の移送に必要な資機材の確保
- ⑦ 搬送の確保
- ⑧ 避難時における医療の維持方法等
- ⑨ 避難場所及び避難所についての通院患者に対する周知方法等

(3) 社会福祉施設における避難計画等

社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、新たな原子力災害が発生した場合に入所者等を他の施設または安全な場所に集団的に避難させることを想定し、以下の事項に留意し、避難計画を作成するものとする。

- ① 避難実施責任者
- ② 入所者の活動能力に応じた搬送要領(搬送の優先順位含む。)
- ③ 避難の時期(事前避難の実施等)及びその指示伝達方法
- ④ 入所者の移送先施設または臨時収容場所及び受入要領
- ⑤ 避難経路、誘導責任者及び誘導方法
- ⑥ 患者の移送に必要な資機材の確保
- ⑦ 搬送車両の確保
- ⑧ 避難時における医療の維持方法等
- ⑨ 家族等への連絡方法
- ⑩ 避難者の確認方法

(4) その他の防災上重要な施設の避難計画

駅等の不特定多数の人間が出入りする施設においては、施設の特性を考慮しかつ混乱防止を重視するとともに、災害に関する情報及び指示の伝達の方法並びに避難場所、経路及び誘導等について定めておくものとする。

第4 避難所等の整備

避難所等の整備については次のとおりとするほか、「一般災害対策編 第1章 災害減

災計画 第12節 避難体制の整備」によるものとする。

1 避難所、コンクリート屋内退避所の整備

(1) 市は、市内のコンクリート製建物について調査を行い、コンクリート屋内退避施設を指定するものとする。また、福祉避難所についても同様に、コンクリート屋内退避施設を指定するものとする。

(2) 市は、あらかじめ施設管理者の同意を得て避難所及びコンクリート屋内退避所として指定した施設について、必要に応じ、原子力災害に備えた機能や、衛生管理等避難・退避生活に係る環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともにその耐震化を図るものとする。また、男女の違いや、避難行動要支援者のニーズについて配慮するものとする。

なお、市は、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

2 広域避難計画に基づく避難所等の指定

広域避難計画に基づく避難所については、避難先市町村において指定するものとする。

第5 避難行動要支援者の退避体制の整備

1 避難行動要支援者の避難・屋内退避

市は、市全域が緊急時防護措置準備区域(UPZ)にあたることから、避難行動要支援者の避難・屋内退避については「一般災害対策編第1章第18節要配慮者支援対策」の定めによるものとする。

2 避難体制の整備

市は、県と連携し、避難所・屋内退避所における避難行動要支援者の健康状態の把握及びケアが適切に行われるよう、受入可能市町村、防災関係機関及び福祉関係団体等と協力し、福祉避難所の確保を含め、避難体制を整備するものとする。

3 施設管理者による避難計画の策定

市は、幼稚園、保育所、病院、社会福祉施設の管理者に対し、自力避難の困難な避難行動要支援者の避難誘導方法、区長、民生委員、消防団、自主防災組織、消近隣住民等の協力体制、保護者への安否の連絡等に配慮した避難計画の整備について要請するものとする。

第6 住民等の避難状況等の確認体制の整備

市は、避難・退避のための立ち退きの勧告または指示等を行った場合において、住民等の避難・退避状況を的確に把握するため、田村警察署、田村消防署、消防団等防災関係機関とあらかじめ必要な体制について計画するものとする。

第7 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、警戒区域を設定する場合、警戒区域設定にともなう広報、立入規制及び一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

第8 避難・屋内退避の住民等への事前周知

- 1 市は、再度の原子力災害発生後の経過に応じて、住民等へ提供すべき情報の種別、周知方法及び問い合わせ先について、広報するものとする。
- 2 市は、避難、屋内退避の方法、避難経路(自家用車の利用、緊急避難に伴う交通規制等を含む。)、避難所及び集合場所、屋内退避所及びスクリーニング等の場所について、日頃から広報誌等により住民等への周知徹底を図るものとする。
- 3 市は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、警戒事象及び特定事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。
- 4 受入可能行政局は、避難者を受け入れる際、行政局管内の住民等への広報内容について、あらかじめ整理するものとする。

第8節 緊急輸送活動体制の整備

第1 専門家の移送体制の協力

市は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からの緊急時モニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力(最寄の空港・ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地までの先導体制等)について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

第2 緊急輸送路の確保体制等の整備

- 1 市は、市の管理する道路情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。
- 2 市は、国及び県と協力し、複合災害時における緊急輸送活動を円滑に行うため、道路施設の耐震性の確保に努めるほか、必要な資機材の備蓄など緊急輸送活動体制の整備に努めるものとする。
- 3 市は、保有する車両の数量等に基づき、緊急時の配車特に避難者の輸送に使用する車両や要員の配置についてあらかじめ避難計画に定めておくものとする。

第9節 救急、救助機能の強化及び活動用資機材等の整備

第1 救急・救助活動用資機材等の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材等の整備に努めるものとする。

第2 救急・救助機能の強化

市は、県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、講習会、防災訓練等をとおして職員の放射性物質等からの防護に関する知識及び救急・救助にかかる識能の向上を図る等により、原子力災害時における救助・救急機能の強化を図るとともに、放射線防護に係わる技術的事項及び安定ヨウ素剤の予防服用の方法等について定めておくものとする。

第3 緊急被ばく医療体制の整備

- 1 市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、田村医師会と連携し体制の整備を図るものとする。
- 2 放射物質等による体内被ばく防護にかかる市民の健康管理業務を行うため、市は、内部被ばく線量を測定する施設を設け、運営するものとする。

第4 消火活動用資機材等の整備

市は、平常時から県、原子力事業者等との連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行うものとする。

第5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- 1 市は、国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。
- 2 市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第6 物資の調達、供給活動

- 1 市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食糧その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄または避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。
- 2 市は、国、県と連携のうえ、整備拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

第10節 業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告または指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行うものとする。

第11節 原子力防災に関する知識の普及・啓発

市は、国、県及び原子力事業者と協力して福島第一の事故により形成されたフォールアウトによる被ばく防止及び福島第一、福島第二において事故が発生した場合、混乱と動揺を抑え、市民が適切に行動できるよう広報活動及び防災訓練を実施するとともに、災害時にとるべき行動や情報収集の方法、放射性物質の特性など、原子力防災に関する知識の継続的な普及啓発を行うものとする

第1 市民に対する普及啓発項目

- 1 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- 2 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- 3 福島第一、福島第二の状況に関すること。
- 4 原子力災害とその特殊性に関すること。
- 5 原子力災害時に市等が講じる対策に関すること。
- 6 安定ヨウ素剤の予防服用に関すること。
- 7 原子力災害時における情報、指示等の伝達方法に関すること。
- 8 原子力災害時にとるべき行動、留意事項及び問い合わせ先に関すること。
- 9 避難要領(避難経路・避難所及び集合場所)及びコンクリート屋内退避所に関すること。
- 10 要配慮者への支援に関すること。
- 11 避難所での運営管理、行動等に関すること。
- 12 指定避難所以外に避難した場合にとるべき行動に関すること。

第2 学校等における普及啓発

教育委員会は、市立小中学校長等に対し、教職員及び生徒等が原子力災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、災害時において適切な行動ができるように、原子力防災に関する教育の充実に努めるよう指導するものとする。

第 1 2 節 防災訓練等の実施

第 1 訓練計画の策定

- 1 市は、国、県、原子力事業者等関係機関の支援のもと、次に掲げる要素ごと若しくは各要素を組み合わせた訓練の実施計画を企画立案するものとする。
 - (1) 本部等の設置運営訓練
 - (2) 対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練
 - (3) 緊急時通信連絡訓練
 - (4) 緊急時モニタリング訓練
 - (5) 気象予測及び大気中拡散予測の活動訓練
 - (6) 緊急被ばく医療訓練
 - (7) 周辺住民に対する情報伝達訓練
 - (8) 周辺住民避難訓練
 - (9) 消防活動訓練・人命救助活動訓練
- 2 市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第 1 3 条に基づき行う総合的な防災訓練に、市が含まれる場合には、市は、住民避難及び住民に対する情報提供等市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参加するものとする。

第 2 訓練の実施

1 要素別訓練等の実施

市は、訓練の実施計画に基づき、国、県、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごとまたは各要素を組み合わせた訓練を定期的実施するものとする。

2 総合的な防災訓練の実施

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

第 3 実践的な訓練の実施と事後評価

市は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前シナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずにお行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。

市は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改定に活用する等原子力防災対策の改善に取り組むものとする。

市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第13節 フォールアウトからの被ばく防止体制の維持

第1 内部被ばく防止体制の維持

1 学校給食用物資放射性物質測定(毎日)

(1) 学校給食センター及び保育所等給食用物資放射性物質測定

食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性物質の規制値(平成24年4月1日施行)
放射性セシウム(セシウム-134とセシウム-137の合計)

- | | |
|------------|-------------------------|
| ① 飲料水 | 10 ^{ベクレル} /kg |
| ② 牛乳・乳幼児食品 | 50 ^{ベクレル} /kg |
| ③ 一般食品 | 100 ^{ベクレル} /kg |

※田村市放射線健康管理センター

市では、市民の放射線に対する不安の解消や健康管理のため、田村市放射線健康管理センターにおいて、ホールボディカウンターによる放射線内部被ばくの検査を実施する。

第3章 原子力災害応急対策

本章は、廃止措置計画等に基づき廃炉作業が進められる福島第一及び福島第二において、原災法第10条または第15条に該当する事象が発生し、放射性物質または放射線が異常な水準で放出されるおそれのある、または放出された場合並びに放射性物質の事業所外運搬中において輸送容器外へ異常な水準で放射性物質及び放射線が放出されるおそれのある、または放出された事態が発生した場合に、迅速に対応するための体制の整備と事前対策を中心に定めるものである。ただし、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第1節 活動体制の早期確立

第1 発令基準・活動体制及び発令権者

- 1 福島第一及び福島第二において警戒事象または特定事象が発生したときは、次の体制をもって対処するものとする。

配備区分	活動体制	発令権者	発令基準
1号配備	注意体制 (情報所)	事務局次長 (生活環境課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 福島第一または福島第二でトラブル頻発を覚知した場合。 2 警戒事象未満の事象を覚知し、生活環境課長が必要と認めた場合。 3 警戒事象の発生を覚知または通報を受領。
2号配備	警戒体制 (警戒本部)	事務局長 (市民部長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 原災法第10条に定める特定事象の発生を覚知または通報を受領した場合。 2 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量が現況+5μSv/hを超える数値を検出したとき。 3 特定事象の発生を覚知または通報を受領した場合。 4 県、または国が事故警戒本部を設置。
3号配備	非常体制	本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 原災法第10条に定める特定事象の

	(本部)	(市長)	拡大のおそれがある場合。 2 原災法第 15 条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき。 3 県、または国が事故対策本部を設置 4 その他市長が必要と認めたとき。
--	------	------	---

2 活動体制の解除

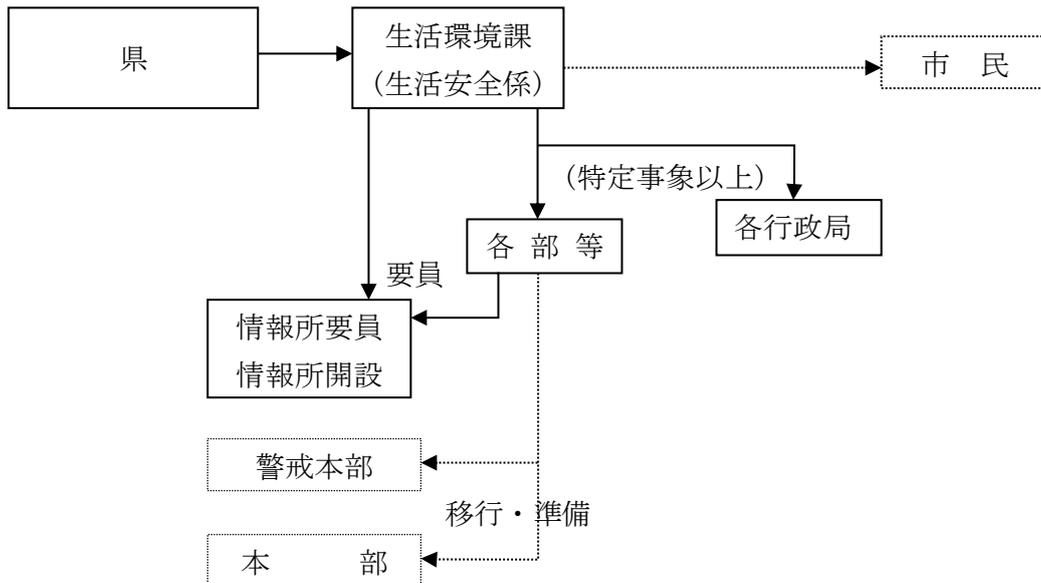
- (1) 各発令権者は、市の地域において災害が発生する危険が解消したと認めたとき、または災害応急対策が完了したと認めたときは、活動体制を解除するものとする。
- (2) 原子力緊急事態解除宣言がなされた場合。

第2 初動における情報収集体制

警戒事象または特定事象にかかわらず警戒事象未満の情報を入手した場合においても、以下の要領で情報収集体制を早期に確立し、情報収集活動を行うものとする。

1 勤務時間内の場合

(1)活動体制のフロー



(2) 情報所長(生活環境課長)

- ① 警戒事象未満の事象の情報を入手した場合における情報所開設の要否については、情報所長の判断によるものとする。なお、入手した情報については指揮系統を通じて市長へ報告するとともに、各部長等に通報するものとする。
- ② 警戒事象以上の情報を入手した場合は情報所を開設し、情報収集に努めるとともに、職員に事象を周知し、各々の役割に基づき迅速に行動しえるよう準備させるものとする。また、特定事象以上の場合は、住民等に対し広報するものとする。

(3) 情報所に従事する職員

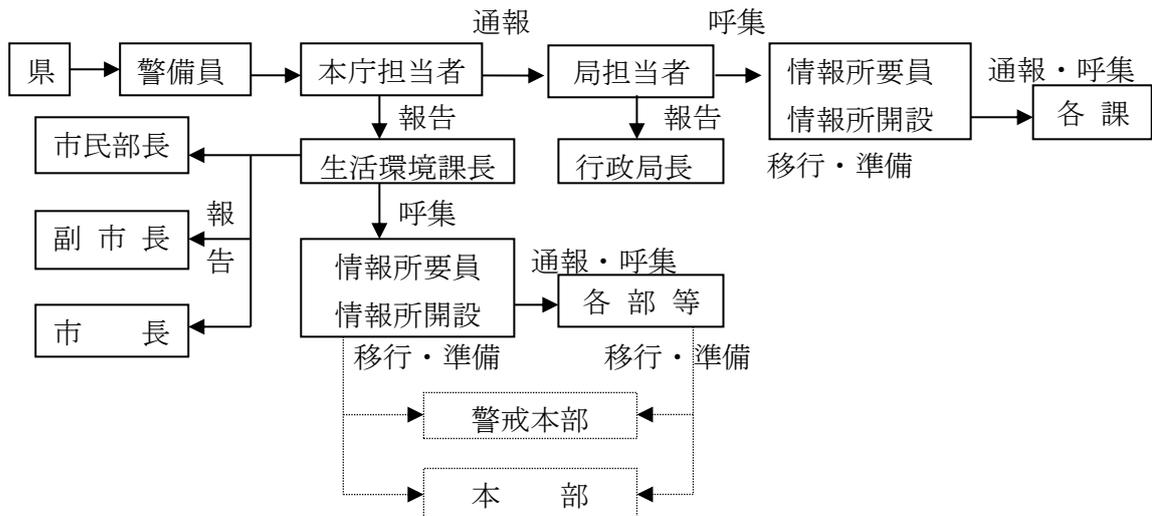
本属上司にその旨を報告するとともに、情報所に参集し分掌事務を行うものとする。

(4) その他の職員

本属上司の指示を受け行動し、終業時間となっても上司の指示があるまで退庁しないものとする。

2 勤務時間外の場合

(1) 活動体制のフロー



(2) 本庁及び行政局担当者

① 本庁担当者

ア 警戒事象未満の情報であっても速やかに生活環境課長に報告するとともに、情報収集に関し、生活環境課長の指示を受けるものとする。なお、入手した情報が警戒事象以上である場合は、情報所が設置されるまでの間、覚知または通報された事案に関する情報の収集に努めるものとする。

イ 入手した情報について各行政局担当者に通報するものとする。

ウ 情報所が開設されたのちは、収集した情報を情報所等に引き継ぎ職務に復帰するものとする。

② 行政局担当者

行政局長に報告するとともに、情報所が設置されるまでの間、覚知または通報された事案に関する情報の収集に努めるものとする。

(3) 情報所長(生活環境課長)

① 警戒事象未満の事象の情報を入手した場合における情報所開設の可否については、生活環境課長の判断によるものとする。なお、担当者には情報の継続的な入手

を指示するとともに、入手した情報を指揮系統を通じて市長へ報告するとともに、各部長等に通報するものとする。

- ② 警戒事象以上の情報を入手した場合は情報所を開設し、情報収集に努めるとともに、上位体制に従事する職員に事象を周知し、各々の役割に基づき迅速に行動できるよう準備させるものとする。また、特定事象以上の場合は、住民等に対し広報するものとする。

(4) 災害対策等に従事する職員

警戒事象等の覚知または非常呼集を受領した場合は、指定された場所に速やかに参集し、各々の対応組織の活動体制を確立するものとする。

(5) その他の職員

努めて連絡を取れる態勢を維持するものとする。

3 災害対策幹部職員の体制

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる対応組織災害対策幹部職員(各部班長等)は、直ちに登庁し、情報収集等初期災害対策を指揮するものとする。なお、体制については「総則編 第2章 第2節 第1項の2-(2)」の定めによるものとする。

第3 発動基準に基づく活動体制の確立

1 注意体制時の対応：1号配備(情報所の設置)

※注意体制時の対応については、災害時職員行動マニュアルによるものとする。(資料編)

2 警戒体制時の対応：2号配備(警戒本部の設置)

※警戒体制時の対応については、災害時職員行動マニュアルによるものとする。(資料編)

3 非常体制時の対応：3号配備(本部の設置)

※非常体制時の対応については、災害時職員行動マニュアルによるものとする。(資料編)

第4 平常業務の取り扱い

1 平常業務の最小化

大規模な災害等が発生し、全市をあげて災害対応が必要とされる場合には、平常業務は必要最小限に止めるものとする。ただし、状況に応じて各部等または各行政局長が可能と認める場合は、平常業務の再開に努めるものとする。

2 各部・行政局の市民サービス業務

各部長及び各局長は、災害発生時において極力必要な市民サービス業務の維持に努めるものとする。

第5 本部の設置または廃止の連絡

【一般災害対策編】第2章第1節第1の3の定めによるものとする。

第2節 本部組織及び各部等分掌事務

本部の編成、組織及び分掌事務等災害応急対策に必要な組織並びに編成は、次のとおりとする。

第1 本部組織

本部組織については、災害時職員行動マニュアルによるものとする。（資料編）

第2 本部事務局事務分掌

本部事務局事務分掌については、災害時職員行動マニュアルによるものとする。（資料編）

第3 本部各部各分掌事務

本部各部事務分掌については、災害時職員行動マニュアルによるものとする。（資料編）

第3節 職員の動員配備

第1 動員基準

1 職員の配備区分

組織体制	配備区分	対応組織	職員の配備
注意体制 (警戒事象)	1号配備	情報所	情報所を設置して、災害情報の収集、伝達及び上位体制に移行できる体制
			本部事務局の統括班、情報班、企画班の各班の職員をもって充てる。
警戒体制 (第10条事象)	2号配備	警戒本部	情報の収集、応急対策の検討等が実施でき、かつ上位体制に移行できる体制
			本部事務局各班及び対応各部の職員をもって充てる。
非常体制 (第15条事象)	3号配備	本部	全職員を配備し、組織の全力をあげて対処する体制とする。

第2 職員のとるべき行動

1 勤務時間内の場合

- (1) 職員は、「本章第1節第1発令基準・活動体制及び発令権者」の発令基準に該当する事象等を入手したときは、直ちに防災行政無線及びテレビ・ラジオからの情報を収集するとともに、各々の役割に基づき迅速に行動できるよう、準備するものとする。

① 各体制の対応組織に従事する職員

本属上司にその旨を報告し、各活動体制の部長等の指揮に入り、業務を遂行するものとする。

② その他の職員

本属上司の指示を受け行動し、終業時間となっても上司の指示があるまで退庁しないものとする。

2 勤務時間外の場合

(1) 警備員

- ① 警備員は、「本章第1節第1発令基準・活動体制及び発令権者」の発令基準に該当する事象等を入手したときは、定められた手順により報告するとともに、対応組織が設置されるまでの間、相互に連携し、原子力発電所の状況に関する情報の収集に努めるものとする。

- ② 各体制の施設が開設された後は、収集した情報を情報所等に引き継ぎ、職務に復帰するものとする。
- (2) 各体制の対応組織に従事する職員
自動的に万難を排して指定された場所に速やかに参集し、各々の対応組織の長の掌握下に入るとともに被害情報の収集、応急対策を実施するものとする。
- (3) その他の職員
「本章第1節第1発令基準・活動体制及び発令権者」の発令基準に該当する事象等を覚知したときは、努めて連絡を取れる態勢を維持するものとする。
- (4) 災害対策幹部職員の体制
災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる各活動体制の対応組織の幹部職員(各部班長等)は、直ちに登庁し被害状況の収集等初期災害対策を指揮するものとする。
- 3 動員数の確認
- (1) 参集職員の届出
動員を受けた者は、速やかに招集地へ参集し、口頭等で所属班長等に到着した旨を届け出るものとする。病気その他やむを得ない理由により招集に応じられないときは、その旨をしかるべき方法により所属班長等を通じて本部長に届け出るものとする。
- (2) 動員状況の報告
事務局長及び各部長等は、招集が完了したときは、各部長は、所属職員総数、動員職員数、登庁人員数及び登庁不可能員数を班別に本部事務局統括班へ報告することとし、報告を受けた本部事務局統括班は、これを動員記録簿に記録するものとする。なお、動員記録簿の様式は、本部事務局統括班が別に定めるものとする。

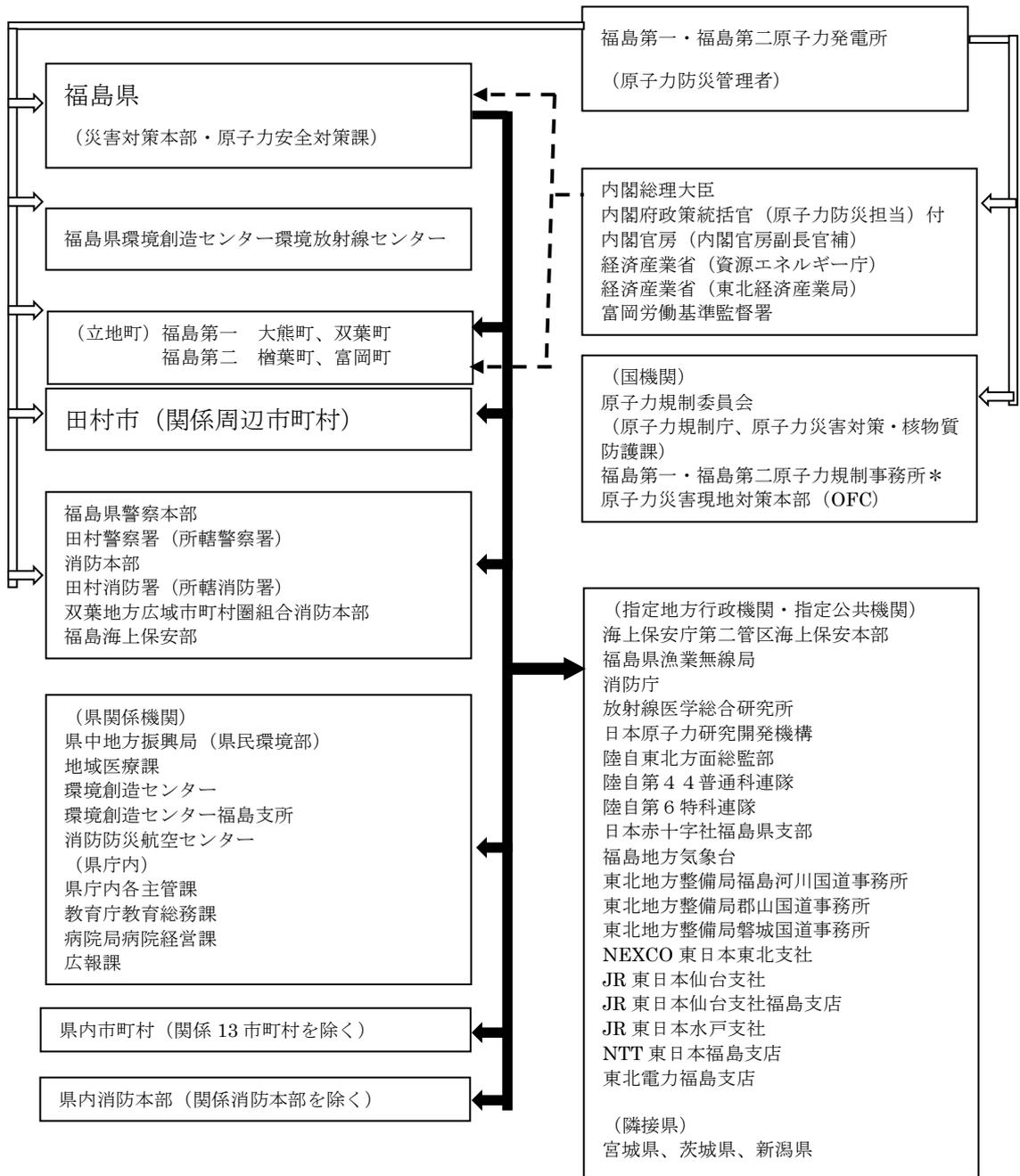
第4節 情報活動及び連絡

市は、福島第一及び福島第二において未満事象以上または発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合において、防災関係機関が応急対策活動を実施するため、迅速かつ的確に情報活動を行うものとする。

第1 福島第一及び福島第二における状況の把握

- 1 福島第一・福島第二に係る緊急時通報連絡系統図

情報連絡系統図（情報収集事態・警戒事象及び特定事象が発生した場合）

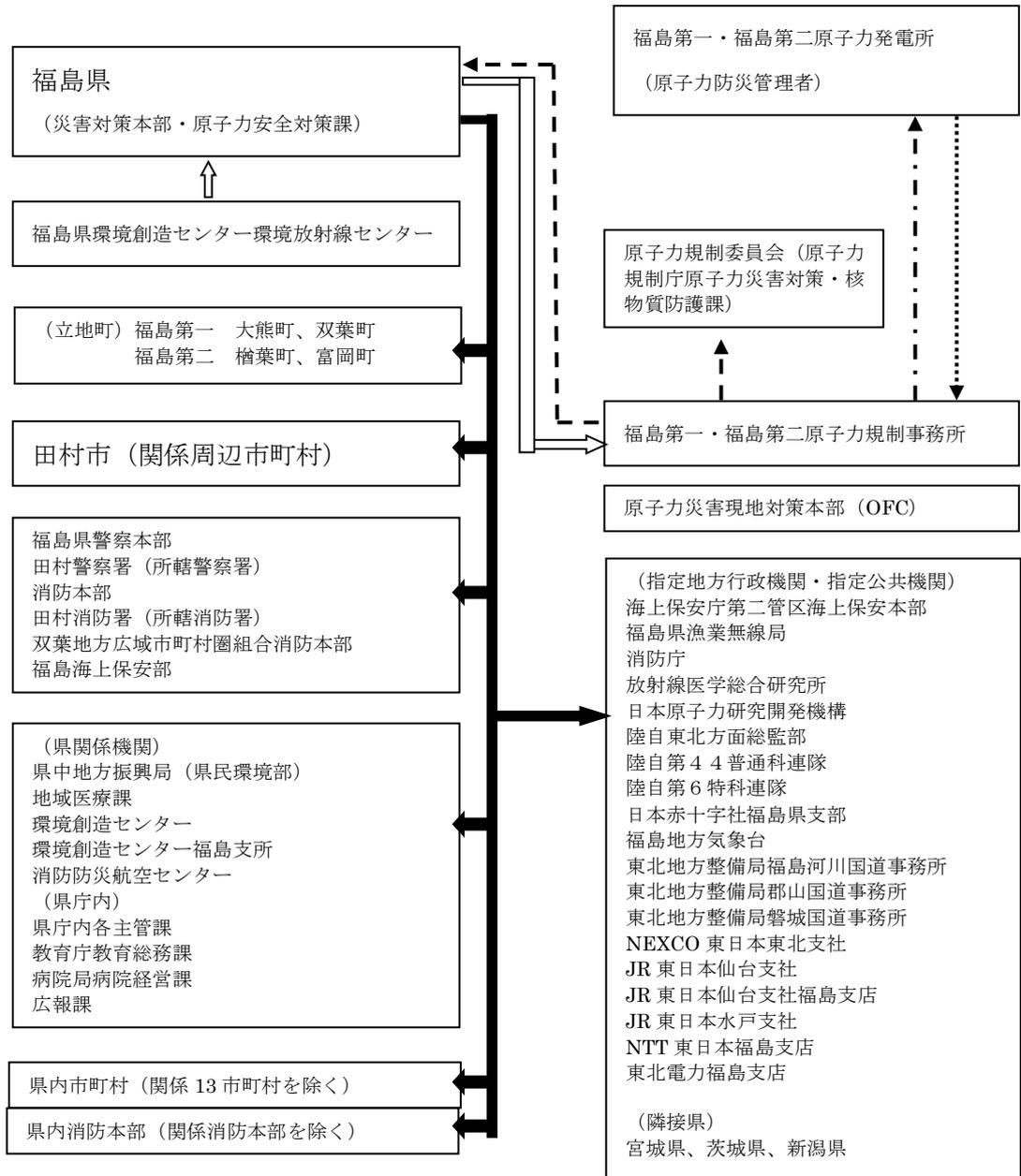


【凡例】

- 原子力発電所からの通報 (情報収集事態、警戒事象、第 10 条、第 15 条通報) ⇨
- 県からの通報連絡 (情報収集事態、警戒事象、第 10 条、第 15 条通報) →
- 国からの通報連絡 (情報収集事態、警戒事象) ->

* 福島第一原子力発電所からの通報は福島第一原子力規制事務所へ、福島第二原子力発電所からの通報は福島第二原子力規制事務所へ届く。

情報連絡系統図（県モニタリングポストにより $5 \mu\text{Sv/h}$ を観測した場合）



2 特定事象等発生等の連絡

(1) 警戒事象発生及び特定事象発生の通報

市は原子力事業者及び原子力規制委員会から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

第2 応急対策活動情報の連絡

1 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

(1) 市の対応

① 市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行なうよう努めるものとする。

② 関係防災機関等との緊密な連携の維持

ア 原子力規制委員会(原子力防災専門官)との緊密な連携

原子力防災専門官から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するものとする。

イ 指定地方公共機関との緊密な連携

原子力事業者、国及び県から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するものとする。

ウ 県との緊密な連携

各々が行う応急対策活動の状況等について、相互に連絡するものとする。

エ 国の現地事故対策連絡会議との緊密な連携

2 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

(1) 市の対応

① 関係機関等との常時継続的な情報の共有(対策拠点施設内に職員を配置)

ア 関係機関

国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る県、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関

イ 情報の内容

(ア)施設の状況の把握

(イ)モニタリング情報の把握

(ウ)医療関係情報の把握

(エ)住民避難・屋内退避状況の把握等

② 関係機関等との調整

各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

③ 対策拠点施設に派遣した職員への随時情報の通報

ア 市が行う緊急事態応急対策活動の状況

イ 被害の状況等

(2) 災害情報の連絡(原子力防災専門官)

- ① 対策拠点施設において、必要な情報の収集・整理を行うものとする。
- ② 緊急事態応急対策実施区域に係る市町村及び県をはじめ原子力事業者、関係機関等の間の連絡・調整等を行うものとする。

3 連絡手段の確保

地震や津波等の影響に伴い、福島県緊急時連絡網システム回線が使用できない場合は、福島県総合情報通信ネットワークシステム等の衛星通信回線を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

第3 情報活動

情報活動にあたっては、屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要な情報の迅速な収集に努めるものとする。

1 情報資料の収集

「発生した特定事象等、どのような状態か、今後どう変化するのか、」を重視し、各種手段を併用して必要な情報資料の獲得に努めるものとする。

2 情報資料の分類・整理

収集した情報資料を分類・整理して信頼性、正確性を決定するものとする。

3 情報資料の分析

- (1) 情報班は、特定事象が地域・市民へ及ぼす影響度を明らかにするものとする。
- (2) 情報班は、分析した情報を本部会議で報告するとともに速やかに県に速報として報告するものとする。
- (3) 各部等情報連絡員は、各部局及び各班に報告するものとする。

4 情報の使用

本部長の対応方針特に屋内退避、避難指示等の意志決定に活用するものとする。

第5節 放射性物質または放射線の影響の早期把握のための活動

市は、県が実施する緊急時モニタリングに協力するとともに、放射性物質または放射線の放出状況特に空間放射線量、大気中放射性ヨウ素濃度に関する情報及び気象情報特に風向風速、気象現象等の情報の早期把握と分析に努め、市民の被ばく線量の予測を迅速に行い、避難、屋内退避、及び飲料水・飲食物の摂取制限等の各種防護対策の実施し、市民の被ばく線量の低減を図るものとする。

第1 緊急時モニタリング等の体制

- 1 市は、放射性物質または放射線の影響を把握するため、既設のリアルタイム線量測定システム及びモニタリングポストを活用するとともに、本部及び局本部に機動モニタリング隊(人員2名、車両1台、放射線測定器1台)を編成するものとする。また、状況により、国や県及び原子力事業者のモニタリング要員(以下「モニタリング要員」という。)の配置及び強化について要請するものとする。
- 2 市内全域に設置されたリアルタイム線量測定システム及びモニタリングポストの表示値を面的に評価し、放射性物質の風による拡散方向及び放射性プルームの通過等を把握することで、応急防護対策を判断するうえでの根拠の一つとすることができる。

第2 緊急時モニタリングの実施

1 緊急時モニタリングの実施要領

(1) 状況の把握

- ① 放射性物質、放射線及び放射性プルームの放出状況の把握
- ② 気象現況特に風向風速(地上風、上層風)、気象現象の把握

(2) 緊急時モニタリング実施計画の策定

状況及びフォールアウト・エリアの見積りに基づき、緊急時モニタリング実施計画を策定するものとする。

(3) 緊急時モニタリングの実施

モニタリング従事者の被ばくの低減に留意し、努めて迅速に実施するものとする。

(4) 分析及び評価

既設のリアルタイム線量計、環境放射線モニタリングポスト及び緊急時モニタリング結果について、分析及び評価を行うものとする。

2 モニタリング

緊急時モニタリングにあたっては、市民の予測積算線量を算定し、必要な防護対策を迅速に講ずるための情報を収集するとともに、住民等及び環境への放射線の影響を評価、確定するため継続的に行うものとする。

(1) 警戒本部によるモニタリング(第1段階モニタリング)

① 目的

予測フォールアウト・エリアの住民等に講ずる防護対策(屋内退避・避難、立入制限、飲食物摂取制限等)等、応急対策の必要性の有無を判断に資する資料を得るものとする。

② 実施時期

警戒本部設置直後から迅速に実施するものとする。

③ 実施内容

ア 緊急時モニタリング実施範囲、測定項目等の決定

イ 緊急時モニタリングの実施

(ア)測定項目

a 空間放射線量率(ガンマ線)

b 空間積算線量(ガンマ線)

c 環境試料中の放射性ヨウ素、放射性セシウム等濃度(飲料水・葉菜・原乳・穀類・肉・卵・魚等)

(イ)測定及び試料採取地点

気象条件、地理的条件及び事故の状況によっては、モニタリング実施範囲を限定することができなくなることが想定されるため、常に地域全体の分布状況の把握に努め、気象条件等の変化に応じた測定地点を選定するものとする。

(ウ)空間放射線量率の測定手段

a リアルタイム線量計による測定

b 環境放射線モニタリングポストによる測定

c 機動モニタリング隊による定点測定

(2) 本部によるモニタリング(第2段階モニタリング)

① 目的

さらに広範囲の地域について、放射線及び放射性物質の周辺環境に対する全般的影響を評価、確認するため。

② 実施時期

速やかにモニタリングに引き続き、継続的に行うものとする。

③ 実施内容

ア 緊急時モニタリングの実施

(ア)測定項目

第1段階モニタリングに同じ。

(イ)測定及び試料採取地点

第1段階モニタリングの結果、必要と認められる地点

3 積算線量測定

積算線量は、重点区域内のモニタリングポスト等を活用あるいは必要により機動モニタリング隊を派遣して測定する。積算の期間等は、放出源、気象等の情報に基づき定めるものとする。

4 大気中の放射性物質濃度の測定

大気中の放射性物質濃度の測定は、県または国に要請して実施する。

5 環境試料中の放射能測定

環境試料(大気を除く)の放射能汚染状況を把握するため、第1段階のモニタリングで

は主に放射性ヨウ素及び放射性セシウム、第2段階のモニタリングでは全放射性核種の測定を実施することとし、その対象は次のとおりとする。なお市で分析できないものについては県または国に要請して実施するものとする。

(1) 第1段階モニタリングの対象

飲料水、農産物(葉菜類)、原乳

(2) 第2段階モニタリングの対象

飲料水、農産物(葉菜類)、原乳、土壌、指標生物、河川水、魚介類等

第3 緊急時モニタリング結果の報告と公表

1 結果の報告

緊急時モニタリング結果(分析・評価含む。)を本部長に報告するとともに、各部長等に通報するものとする。

2 結果の公表

市は、県及び国等の関係機関と協力し、観測データの共有に努め、速やかに住民等にモニタリング結果を周知するものとする。

第6節 住民等への迅速・的確な情報の提供

市は、原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合における心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による市民への影響を可能な限り抑えるため、住民等に対し災害対応の状況や場所に応じて、迅速かつ的確な情報提供、広報を行うものとする。

第1 迅速かつ的確な情報提供

1 市は、原子力事業者が公表する事実及び国が行う発電所の評価に基づき、住民等に対して情報を速やかに広報するものとする。

2 住民等への情報提供にあたっての留意事項、

(1) 情報の発信元を明確にするとともに、専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるものとする。

(2) 利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、情報の空白時間がないように、定期的かつ継続的な広報に努めるものとする。

(3) 住民等の退避、避難等の指示の伝達については、住民等が理解しやすいよう、あらかじめパターン化された広報内容を基本に、迅速かつ的確な広報を行うものとする。

(4) 避難行動要支援者を含む、高齢者、妊産婦、乳幼児・児童、観光者及び外国人等の「要配慮者」に配慮した広報を行うものとする。

(5) 情報が入手できない場合でもその旨広報し、住民等に不安や混乱が生じないように配

慮する。また、市は、広報した内容について、田村警察署及び田村消防署に対して連絡するものとする。

(6) 広報の内容

- ① 事故(原子力災害)の状況(異常事態が発生した施設名及び発生時刻)
- ② 空間線量率の計測値等の周辺環境の状況及び今後の予測
- ③ 各行政区別の市民がとるべき行動の指針等
- ④ 安否情報
- ⑤ 医療機関等の情報
- ⑥ 市が講じている施策に関する情報
- ⑦ 交通規制等

第2 県内外への情報提供

市は、県及びその他関係機関と協力し、周辺住民のみならず県内外の住民等に対して、社会的な混乱や風評被害の未然防止のため、積極的な情報提供を行うものとする。

第3 住民等のニーズに応じた情報提供及び要配慮者等への配慮

- 1 市は、役割に応じて住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、市及び県が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。
- 2 要配慮者及び観光客等一時滞在者に対しても広報車、防災行政無線等を活用し、情報が届くよう十分配慮するものとする。

第4 情報の一元化(リスクコミュニケーション)

市は、原子力災害合同対策協議会を通じて、本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、及び原子力事業者と情報の共有化を図り、十分に内容を確認し、情報の一元化を図った上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。

第5 多様な媒体の活用

市は、情報伝達にあたって、防災行政無線、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者等の一斉同報配信できる電気通信事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を求めるものとし、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、市のホームページ等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

第6 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、国、県等と協力し、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口の設置、人員の配置等体制を確立するとともに、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第7節 屋内退避及び避難に係る防護活動

市は、福島第一または福島第二から再び放射性物質等が異常放出される、または放出された場合、速やかに避難・屋内退避等(屋内退避またはコンクリート屋内退避)を指示し、放射性物質及び放射線から住民等の生命及び身体の安全確保を図るものとする。

第1 屋内退避及び避難に係る防護活動

1 事象に応ずる防護活動（*田村市は全域がUPZに指定されている）

事象等	対象	防護活動の内容
警戒事象発生時	PAZ	1 国の指示または独自の判断により ○要配慮者の避難準備(傷病者、入院患者、高齢者、要介護者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等)
特定事象発生時(原災法10条)	UPZ	1 国の指示または独自の判断により ○予防的防護措置(屋内退避)の準備
内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言(原災法15条第3項)	UPZ	1 PAZの避難に併せ、国の指示または独自の判断により ○予防的防護措置(屋内退避)を実施(UPZの住民等にその旨を伝達) 2 「事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合」または「緊急時放射線モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標に基づいたOILの値を超え、または超えるおそれがあると認められる場合」 ○屋内退避または避難のための立ち退きの勧告または指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施 ○住民避難の支援が必要な場合には、県と連携し国に要請する。 ○指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べる。
	UPZ外	1 PAZの避難に併せ、国の指示または独自の判断に

		より ○必要に応じて、予防的防護措置(屋内退避)を行う可能性がある旨を注意喚起
--	--	--

※1 U P Zにおける避難の実施にあたっては、O I Lの値に基づき、避難方法(避難(evacuation)か一時移転(temporary relocation)か)を選択することとなるが、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合にあつては、この限りではない。

※2 「住民避難の支援が必要な場合」とは、福島県内での輸送力では不足し他県から輸送手段を調達する場合等、市が属する県内で対応できない場合である。

2 屋内退避及び避難区域の決定

屋内退避及び避難の発動要件は、次を基準とする。

- (1) 原子力緊急事態宣言が発出された場合において、内閣総理大臣からの屋内退避及び避難等を要する区域についての指示があつた場合
- (2) 知事より住民等に対する屋内退避または避難等を要する区域について指示があつた場合
- (3) 緊急時モニタリングの結果、避難基準を超える放射線量が計測された区域、本部長が屋内退避または避難が必要と判断した場合

3 屋内退避・避難の実施

(1) 計画の発動

- ① 県及び国と協力し、事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、基本的には計測可能な判断基準に基づいて実施するものとする。
- ② 避難・屋内退避の判断に必要な情報が十分に得られない場合は、即時避難または屋内退避の指示を行うものとする。
- ③ 屋内退避及び避難誘導計画等の発動にあたっては、「本編 第2章 原子力災害事前対策 第7節 避難体制の整備」の定めによるものとし、併せて、残留者の有無について確認するものとする。

(2) 屋内退避または避難の方法

① 屋内退避

ア 屋内退避は原則として住民等が自宅等内にとどまることであり、市は、屋内退避区域内の住民等に屋外に出ないよう指示するものとする。また、屋外にいる住民等に対しては、速やかに自宅に戻るか、または近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。

イ 屋内退避にあたっては、窓を閉め、エアコンや換気扇を停止する等、気密性に配慮するよう、速やかに住民等に周知するものとする。

ウ 県は、屋内退避中の住民等に対し、テレビ・ラジオ等により屋内退避の留意事項及び必要な情報を提供し、市は、防災行政無線及び広報車の巡回等により、災

害情報を広報して民心の安定に努めるものとする。

② コンクリート屋内退避

住民等の防護対策については、原則として屋内退避及び避難の措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる有効性が認められる場合であって、国においてコンクリート屋内退避が適切であると判断したときは、放射線の遮蔽効果の高いコンクリート建物の屋内への退避を指示するものとする。

ア 避難と同等程度に被ばくが低減されると認められるとき。

イ 既にコンクリート施設に退避している場合であって、そのままとどまることが有効であると認められるとき。

③ 避難者を安全上等のリスクにさらすことなく移動させることが困難である等により、屋内退避措置を優先させるべきと判断される場合は、屋内退避措置を避難と並行して実施するものとする。

④ 屋内退避者の生活支援に努めるとともに、大気中の放射性物質の濃度等から長期化が予想される場合、屋内退避が長引くことによる住民等への影響を考慮し、速やかな避難指示について、国、県と調整するものとする。

(3) 集合場所への集合及び集合人員の確認

① 市は、あらかじめ定める避難計画に基づき、住民等に対して計画に指定した集合場所及び集合完了時間を付して避難の指示を行うとともに、集合した人員を消防署員、団員、警察官等の協力のもとに整齐迅速に避難させるものとする。

② 集合場所における人員の確認

集合人員を確認するとともに、避難対象区域を管轄する区長、民生委員及び消防団員をもって各戸を巡回し、集合が遅れている者または漏れている者がいないか確認するものとする。

③ 自力で集合することができない避難行動要支援者等については、避難行動計画に基づき、区長、民生委員をはじめ、消防署員、消防団員、警察官及び関係職員による救援活動を実施するものとする。

(4) 避難場所への輸送

① 市は、避難計画により、市有バス、防災関係機関の車両等の応援、または必要に応じて、避難地区内の一般車両所有者等の協力を得て、集合場所に集合した住民等を避難場所へ輸送するものとする。なお、人員、輸送車両等に不足を生じた場合は、県を通じて輸送関係省庁に支援を要請するものとする。

(5) 避難路の通行確保

① 警察官または消防団員等避難誘導実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の通行等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努めるものとする。

- ② 住民等に対し避難を指示した際、交通整理を行っている警察官等の指示に従うよう周知するものとする。
- (6) 避難誘導
- ① 市は、警察官または消防団員等と協力し、あらかじめ定めた避難計画に基づいて住民等を避難先へ誘導する。なお、放射性物質の放出後に住民避難が必要となった場合には、線量率の測定結果、気象条件等を考慮し、被ばく線量を軽減する経路を選定し、避難誘導を実施するものとする。
 - ② 市は、道路管理者等から通行可能な道路の状況について情報提供を受け、住民等に速やかに周知するものとする。
 - ③ 市は、住民等の避難誘導にあたっては、避難所の所在、避難路の状況、災害の概要その他避難に資する情報を提供するものとする。
- (7) 避難状況の把握
- 市は、避難の指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における住民登録等、あらかじめ定められた方法により、避難対象区域住民等の避難状況及び残留者がいないか確認を行うものとする。
- (8) 学校等における避難
- ① 児童、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。
 - ② 避難にあたっては、当時の原子力発電所の状況及び屋外の空間線量の状況を考慮し、屋内退避を継続するか、避難を行うか適切に判断するものとする。
 - ③ 児童、生徒等を避難させた場合は、市に対し速やかにその旨連絡するものとする。
- (9) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難または他の医療機関へ転院させるものとする。
- (10) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者または利用者を避難させるものとする。
- 4 他の市町村への避難(一次的避難)
- (1) 市は、放射性物質及び放射線の異常放出及び当時の風向等により、国または県から他市町村への避難の指示を受けた場合は、避難誘導計画及び広域避難計画により、市民を避難させるものとする。
 - (2) 避難対象地域の市民の避難に先立ち、受け入れ市町村へ職員を派遣し、避難収容等について調整にあたらせる等避難者の受け入れに万全を期するものとする。

(3) 避難者の輸送

- ① 市は、準備した車両をもってしても不足する場合は、自衛隊及び指定地方公共機関の輸送機関の支援について県に要請し、輸送のための車両を確保するものとする。
- ② 避難者の輸送にあたっては、避難を要する市民を指定する集合場所へ集合させ、行政区、行政区単位で乳幼児、妊婦等の優先順位の高い者順に輸送するものとする。

5 要配慮者への配慮等

「一般災害対策編 第1章 災害減災計画 第18節 要配慮者支援対策」によるほか、次のとおりとする。

- (1) 市は、未満事象が発生した場合、必要に応じ早期に緊急時防護措置を準備する区域内(U P Z)の避難行動要支援者の避難準備に着手するものとする。
- (2) 病院、福祉施設等は、入院または入所の避難行動要支援者の避難・屋内退避について、避難誘導等計画に基づき実施するものとする。
- (3) 市は、県と協力し、避難することとなった避難行動要支援者に対し、移動中や避難所におけるケアなど十分に配慮するとともに健康状態の把握に努めるものとする。また、避難行動要支援者に向けた情報の提供、生活環境への配慮、必要な飲食物及び物資の提供を行うものとする。

6 交通の規制及び立入制限等の措置

- (1) 市は、警察等関係機関の協力を受け、警戒区域若しくは避難の勧告または指示した区域について、居住者等の生命または身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう措置する等、警戒区域の設定、避難指示の実効を挙げるため、交通の規制及び立入制限等必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 市は、警察等の協力を受け避難指示区域から迅速かつ円滑に避難が実施できるよう交通規制を実施するものとする。

7 緊急時防護措置を準備する区域(U P Z:概ね5~30 km)の屋内退避及び避難

事 象	対 応 策
警戒事象の通報を受けた場合	1 当日の気象条件等の情報を勘案 2 屋内退避をすべき区域(以下「屋内退避区域」という。)及び事態の拡大を考慮 3 U P Z居住者の受入避難所の調整、避難道路等の検討を開始
特定事象発生時(原災法10条事象・第15条事象)	1 国の指示または独自の判断により 2 住民等に対する屋内退避または避難のための立ち退きの勧告または指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。
国または事業者から予防的防護措置を	1 緊急時防護措置を準備する区域内(U P Z)の住民等に対し、「屋内退避するよう指示」する。

準備する区域(P A Z)の住民等の即時避難を要する事象が発生した旨の通報を受けた場合	2 風向き、予測被ばく線量を考慮し、緊急時防護措置を準備する区域内(U P Z)対象区域の避難準備または避難を防災行政無線、広報、町内会等を通じて指示する。なお、住民等に対し、落ち着いて行動するとともに、以後、本部等から出される指示等に留意するよう要請する。
緊急時モニタリングの結果	避難基準を超える放射線量が計測された区域 発電所の状況から避難区域が確認された場合 速やかに屋内退避または避難をするように指示する。

8 追加的避難(二次避難)の実施

市は、以下の事象が発生した場合は、国及び県と連携し、広域におけるモニタリング結果、追加的な避難等を行うものとする。

- (1) その後の緊急時モニタリングの結果から、避難基準を超える放射線量が計測された場合
- (2) 発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況若しくは国による予測結果から避難が必要と判断される場合
- (3) 国から指導、助言または指示があった場合

9 避難開始後の留意事項

- (1) 要配慮者を含む住民等の避難が確実に行われるよう、避難・屋内退避等の指示の周知及び避難誘導に際して十分に配慮する。
- (2) 市は、住民等の避難誘導にあたっては、県と協力し、避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、避難対象区域を含む市(町村)は、これらの情報について、本部等及び県に対しても情報提供するものとする。
- (3) 市は、避難のための立ち退きの勧告または指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、本部等及び県に対しても情報提供するものとする。
- (4) 避難者の流入により避難者の収容人員を超えて避難者が参集しつつあると判断した場合は、他の余裕ある避難所または新たに開設した避難所で受け入れ、避難所の管理者を通じて避難者に伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両を手配するものとする。

第2 避難所の設置・運営

避難所の設置及び運営については「一般災害対策編 第1章 災害減災計画 第12節 避難体制の整備 第5項 避難計画」によるものとするほか、次のとおりとする。

1 スクリーニング所及び除染所の設置

- (1) 市は、県と連携し、必要に応じスクリーニング所及び除染所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。
- (2) 市は、県と連携し、各避難場所等の適切な運営・管理を支援するものとする。
また、避難場所等における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、スクリーニングの実施、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整えるものとする。

2 飲食物、生活必需品等の供給

「一般災害対策編 第2章 災害応急対策 第19節 食糧・生活必需品の供給活動」によるほか、次のとおりとする。

- (1) 飲食物等の供給にたつては、飲料水及び飲食物の摂取制限等の結果及びその影響を十分考慮するものとする。
- (2) 被災者に対して、物資の供給場所、供給時間等を十分広報し、円滑な供給を行うものとする。

3 避難者の心のケア

市は、住民等の避難が長期化した場合には、県と協力の上、避難者の健康、プライバシー保護、メンタル相談等の対策、避難所の衛生対策及び愛玩動物の保護場所の確保等に留意するとともに、要配慮者の処遇及び男女のニーズの違いについて十分配慮した支援を行うものとする。

第3 避難・屋内退避者の生活支援

- 1 市は、県、防災関係機関、運送事業者等と協力し、屋内退避者向けの生活支援に努めるものとする。
- 2 市は、区長、民生委員及び自主防災組織等を通じて、子供や病弱者等を優先しながら物資を配付し、避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により物資の情報を提供するものとする。

第4 避難・屋内退避の解除

1 屋内退避指示の解除

市は、国の指示または緊急時モニタリング結果のほか、気候条件、汚染地域の除染対策等に係る国及び県の助言を受け、屋内退避の解除が可能となった場合には、順次、可能な区域から屋内退避の指示を解除するものとする。

2 避難指示の解除

市は、国の指示または緊急時モニタリングの結果、放射線量が避難基準を下回った場

合には、気候条件、汚染地域の除染対策等を勘案し、可能な区域から避難の指示を解除するものとする。

第8節 飲料水・食料等の安全確保

市は、放射性物質により飲料水、飲食物及び農林水産物等が汚染されるおそれが生じ、あるいは生じた場合は、県及び関係機関と協力し、飲料水及び飲食物の汚染を的確に把握するとともに、その汚染の程度により採取及び摂取制限を行う等必要な措置を講ずるものとする。

第1 飲料水・食料等の検査体制の維持

1 検査体制

市は、市民の体内被ばくを防止するため自家栽培作物及び井戸水等の検査を行う現行の食品等放射能測定所を維持するものとする。なお、検査ニーズへの対応及び検査の効率化等のため検査体制の見直しを随時検討するものとする。

2 測定の基準

食品等放射能測定基準については「緊急時における食品の放射能測定マニュアル(厚生労働省医薬局食品保健部監視安全課(平成14年3月))」によるものとする。

第2 飲料水・食料等の確保

放射性物質または放射線が異常放出されるなど、飲料水または食料等が汚染した場合を考慮し、応急給水またはペットボトル等の配分体制を整備するものとする。

第3 防護対策地区(モニタリングにより基準値を超えた地区)の住民等に対する飲料水及び飲食物の摂取制限の周知

1 飲料水及び飲食物摂取制限に関する指標

原子力災害対策指針に定めるところによるものとする。

2 市は、国、県からの指示に基づき屋内退避等の防護対策を講じた場合には、防護対策区域内の住民等に対し、当面飲料水及び屋内に貯蔵してある飲食物以外の飲食物の摂取を制限するよう防災行政無線、広報車等により広報するものとする。

3 市は、防護対策地区内の住民等に対し、飲料水及び飲食物の摂取制限を周知したときは、地域防災計画「一般災害対策編 第2章 災害応急対策 第18節・第19節」により、飲料水及び飲食物の供給活動の応急対策を実施するものとする。

4 市は、国、県の指示または緊急時 モニタリングにより原子力災害対策指針に定める指標濃度を超える試料が検出されたときは、当該試料が採取された地区の住民等に対し、2と同一の措置を講ずるものとする。また、飲料水の水源についても、国、県の指示また

は1に定める指標濃度を超える試料が採取された場合は、汚染水源の使用禁止及び汚染飲料水の飲用禁止を住民等に周知するものとする。

第4 農林水産物の採取及び出荷制限の周知

市は、国、県の指示または緊急時モニタリング等により原子力災害対策指針に定める指標濃度を超える試料が検出されたときは、住民等、農林水産物等の生産者、出荷機関等に対して、当該試料が採取された地区の農林水産物等の採取、出荷の禁止等を防災行政無線、広報車等により広報するものとする。

また、国、県の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の放射性物質検査を実施するものとする。

第5 出荷規制及び摂取制限の実施及び解除の周知

市は、国および県の指導・助言及び指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等及びこれらの解除の周知をするものとする。

第6 市内に飛散した放射性物質への取り組み

1 除染

市は、国、県、各専門機関及び東京電力と連携を図り、市内に飛散した放射性物質の影響に対する不安を解消し、震災前の安全・安心な市民生活を取り戻すため、早期の帰還・復旧の実現に向けて、市民や企業の協力のもと、地域ぐるみで環境中の放射性物質による追加被ばく線量低減させるため日常生活環境、農地、森林河川に区分し、除染を推進するものとする。

(1) 日常生活環境

追加被ばく線量を1mSv/年(原則として地表から1mの高さにおける空間線量率0.23 μ Sv/h)以下にすることを目標に実施するものとする。

(2) 農地

農産物生産者及び近隣住民等の被ばくの軽減を図り、追加被ばく線量を1mSv/年(原則として地表から1mの高さにおける空間線量率0.23 μ Sv/h)以下にすることを目標に実施するものとし、また、市独自の取り組みとして、市内で生産される米、野菜、果実、牛肉等のすべての農畜産物および牧草のモニタリング等において、基準値以上の放射性セシウムが検出されないことを目標に実施するものとする。

(3) 森林河川

住居等近隣の森林における追加被ばく線量を1mSv/年(原則として地表から1mの高さにおける空間線量率0.23 μ Sv/h)以下にすることを目標に実施するものとし、森林(生活圏以外)と河川については、今後示される国の方針を踏まえ実施を検討するもの

とする。

2 飲用水(井戸水、引き水)及び農作物等の放射能測定

市は、市民が抱える飲用水(井戸水、引き水)及び自家農作物等に対する不安を解消するため、各行政局及び出張所等において放射能測定を実施するものとする。

第9節 警戒区域等の設定に伴う防犯活動及び交通の確保

市及び関係機関は、早期に体制を確立し、相互に緊密な連絡の下に災害情報の収集に努め、市民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防、交通の確保等の活動を行うものとする。

第1 警戒区域の設定等

1 警戒区域の設定

市は、災対法第63条第1項の規定に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずることができることとされているが、県は、災害応急措置が円滑かつ的確に行われるようにするため特に必要があると認められる場合は、同法第72条第1項の規定に基づき、市町村に当該区域の設定を指示することができる。

2 警戒区域への立入制限措置

市は、警戒区域を設定したときは、警察等の協力を得て、速やかに必要な要員を派遣し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該警戒区域への立入りを制限、若しくは禁止する措置を講ずるものとする。

第2 交通の確保

1 交通規制

(1) 市は、警戒区域を設定したときは、警察等と協力し、車両が進まないよう交通規制を実施するものとする。

(2) 交通規制を実施したときは、速やかに通行禁止等に係る区域、道路の区間その他必要な事項について、防災行政無線、テレビ、ラジオ等の広報媒体を通じ、住民等に周知徹底を図るものとする。

2 う回路の設定

市は、警察等と協力し、警戒区域の周辺における交通混雑の緩和及び車両等の警戒区域への後進入を防止するため、放射性物質及び放射線の影響を考慮の上、う回経路を設定し、警戒区域へ向かう車両等のう回措置を講ずるものとする。

第3 犯罪の予防等社会秩序の維持

- 1 市は、警察等関係機関等の協力を受け、防護対策区域、警戒区域及びその周辺のパトロールを実施して犯罪やトラブルを未然に防止するなど社会秩序の維持を図り、市民の不安解消に努めるものとする。
- 2 市は、防護対策区域、警戒区域及びその周辺区域については、警察等と連携し盗難等の各種犯罪の未然防止の施策を講ずるものとする。

第10節 医療・救護及び緊急被ばく医療活動

市は、住民等の生命、身体を原子力災害から保護するため、医療救護班及び田村医師会の協力を受け、県の行う緊急被ばく医療活動に協力するとともに、必要により一般傷病者の医療救護活動を行うものとする。

第1 医療・救護活動の実施

- 1 市は、複合災害が発生したときは、避難所等において医療救護班による救護所を設置し、一般傷病者の医療救護活動を行う。
- 2 県への応援要請
市は、必要と認められる場合は、県に対し、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師、放射線管理要員等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請する。

第2 緊急被ばく医療活動への協力

- 1 市は、県が行う以下の緊急被ばく医療活動に協力するものとする。
- 2 県の行う緊急被ばく医療活動

(1)緊急被ばく医療の範囲

① 初期被ばく医療

ア 発電所における初期被ばく医療

(ア)被ばく患者等の応急処置を優先して行うとともに、放射性物質の汚染の把握(サーベイランス)、スクリーニングと被ばく線量の測定を行うものとする。

(イ)除染や汚染の拡大防止措置を行い、汚染や被ばくの程度などに応じて、迅速に被ばく患者等を療機関等に搬送する。また、搬送にあたっては、放射線管理要員を患者に随行させるものとする。

イ 救護所等で展開される住民等を対象とした初期対応

(ア)救護所等では、住民等を対象として、サーベイランス、スクリーニング及び被ばく線量の測定等を行うとともに、一般傷病者に対する医療活動や健康相談等を行うものとする。また、安定ヨウ素剤の予防服用の決定がなされたときは、迅速かつ的確に安定ヨウ素剤の配布を行うものとする。

(イ)スクリーニングの種類と基準

a 身体除染スクリーニング

急性放射線障害の防止を目的として甲状腺被ばくの防護指標を踏まえた表面汚染密度:40Bq/cm²

b 吸入による内部被ばくスクリーニング

放射性ヨウ素による内部被ばくの対策の必要性の判断に資するため。

皮膚から 10 cm の位置での線量率:1 μSv/h

c 汚染拡大防止スクリーニング

放射性物質の汚染拡大防止措置の必要性の判断に資するため。

被ばく状況を勘案して正当化・最適化できるレベル:4Bq/c m²

(ウ) 医療機関における初期被ばく医療

初期被ばく医療機関では、発電所から搬送されてくる被ばく者等の外来診療(ふき取り等の簡易な除染や救急処置等)を行う。

初期被ばく医療機関も含む救急指定等の各医療機関は、救護所等でのサーベイランス、スクリーニングの結果、汚染がなかった周辺住民等のうち一般傷病者について対応する。

ウ 二次緊急医療施設等への傷病者の搬送

二次緊急医療施設(県立医科大学附属病院)への傷病者の搬送は、田村消防署の救急車または県消防防災ヘリコプターにより行うものとする。また、県は、自ら必要と認める場合、または関係市町村等から被ばく者の放射線専門病院等への搬送について要請があった場合は、必要に応じ、自衛隊へ航空機による搬送を要請するものとする。

(2) 二次被ばく医療

① 第二次緊急時医療施設における対応

初期被ばく医療の結果、基準値以上の汚染が残存する場合、または相当程度の被ばくをしたと推定される場合には、第二次緊急時医療施設「福島県環境医学研究所内検査除染室または福島県汚染検査室(休止中)」に転送し、シャワー等による全身の除染、汚染創傷の治療等を行うとともに、ホールボディカウンタ等による体内被ばく線量の測定を行うものとする。

② 二次被ばく医療機関における対応

初期被ばく医療または第二次緊急時医療施設での対応の結果、汚染が残存する場合、または相当程度の被ばくをしたと推定される場合には、二次被ばく医療機関(公立大学法人県立医科大学附属病院)に転送し、入院診療を行う。なお、患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態によって、早急に救命救急措置のほか入院診療を必要とする場合には、初期被ばく医療や第二次緊急時医療施設を経ずに、またはこれらの機関においては救急救命措置を優先して行い、早急に二次被ばく医療機関への転

送を行うものとする。三次被ばく医療機関への転送についても同様とする。

(3) 三次被ばく医療

二次被ばく医療の結果、さらに放射線被ばくによる障害の専門的診療が必要とされる高線量被ばく者や重篤な内部被ばく患者等については、三次被ばく医療機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所または地域の三次被ばく医療機関群)に転送する。地域の三次被ばく医療機関は、放射線防護協力機関(線量評価や放射線防護等において緊急被ばく医療機関に協力する機関)と地域の三次被ばく医療の機関群を形成し、これらが三次被ばく医療を担う。

第3 安定ヨウ素剤等服用の指示

1 安定ヨウ素剤等の搬送

市は、県の指示により県、または市が保管している安定ヨウ素剤を速やかに避難所等に搬送する。また、住民等が被ばくまたは被ばくする恐れが切迫し、県の指示を待ついとまがないときは、市が保管している安定ヨウ素剤等を速やかに避難所等に搬送するものとする。

2 安定ヨウ素剤等の予防服用の指示

(1) 服用のための準備

市は、県の原子力災害現地対策本部より、安定ヨウ素剤等の服用の緊急時応急対策活動を行うよう、指示または指導・助言があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤等の服用を指示する。なお、緊急(安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出)の場合、市は、県の指示または指導・助言を待たずに医師の意見を聞いて服用を指示するものとする。

(2) 服用の指示

① 市は、住民等の放射線防護のため、県原子力災害対策本部等より安定ヨウ素剤の予防服用の時機について指示があった場合、または知事の判断により、服用を指示するものとする。

② 安定ヨウ素剤の予防服用の方法は、原子力災害対策指針によるものとする。

③ 安定ヨウ素剤の予防服用にあたっては、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について、服用対象者へパンフレット等により説明するものとする。

3 安定ヨウ素剤予防服用に係る防護対策の指標

安定ヨウ素剤予防服用に係る防護対策の指標は、原子力災害対策指針に基づき、性別・年齢に関係なくすべての対象者に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量の予測線量は100mSvとし、原子力災害時における放射性ヨウ素の放出に対する甲状腺への放射線影響を低減させるための防護対策としては、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤

予防服用等があり、放射性物質の放出状況を踏まえ、より実効性を高めるため、これらの防護対策を総合的に計画するものとする。

第4 メンタルヘルス対策

- 1 原子力災害時には、放射線による被ばく等に対する不安や、被ばくが健康に及ぼす不安などとともに、避難や屋内退避等による生活環境の変化が精神的負担となることが考えられることから、市は、県、田村医師会等と協力し、メンタルヘルス対策を適切に実施ものとする。
- 2 メンタルヘルス対策の実施にあたっては、原子力災害対策指針を踏まえ、原子力災害の経過に応じた適切な情報の提供及び原子力災害対策を行うとともに、メンタルヘルスの専門家だけでなく住民等に接する防災業務関係者全員が、その役割を担うことを認識し取り組むものとする。

第5 田村市放射線健康管理センターにおけるスクリーニング及び健康相談の実施

- 1 市内に飛散した放射物質等による体内被ばく防護にかかる市民の健康管理業務を行うため、田村市放射線健康管理センターを維持・運営するものとする。
- 2 田村市放射線健康管理センターにおいては、健康に不安を持つ市民のために、所内に窓口を設け、必要に応じて健康相談及びスクリーニング等を実施するものとする。

第11節 救助・救急及び消火活動

第1 市は、放射性物質等の及ぼす影響を勘案し、防災関係機関の緊密な協力により、防護対策区域内における救助・救急及び消火活動を迅速かつ的確に実施するものとする。

第2 市は、災害の状況から管内の消防力では対処困難と判断したときは、速やかに県に応援を要請する。なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

- 1 救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間
- 2 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- 3 市町村への進入経路及び集結(待機)場所

第12節 緊急輸送活動

市は、県と連携して緊急時において、災害応急対策を迅速に実施するため、人員、資機材及び緊急物資の輸送活動を迅速に行うものとする。

第1 緊急輸送の順位

市は、防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、原則として次の順位で調整するものとする。

- 1 第1順位：人命救助、救急活動に必要な輸送、緊急事態対応方針決定会議の構成員
- 2 第2順位：避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 3 第3順位：災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 4 第4順位：市民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 5 第5順位：その他災害応急対策のために必要な輸送

第2 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- 1 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- 2 負傷者、避難者等
- 3 コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材、食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- 4 国または県から要請を受けた場合は、合同対策協議会の対応方針決定会議のメンバー（国の現地対策本部長及び県原子力災害対策本部長）、災害応急対策要員（合同対策協議会構成員、国の専門家、県の緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材
- 5 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- 6 その他緊急に輸送を必要とするもの

第3 緊急輸送体制の早期確立

- 1 市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
- 2 市は、人員、車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ県に支援を要請するものとする。
- 3 市は、2によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

第4 交通・運送事業者からの車両調達等

- 1 市は、県から要請があった場合は、市内の運送事業者が保有する車両等の調達または斡旋を行うものとする。
- 2 市は、市内の運送事業者への要請にあたっては事故や放射線に関する情報提供や防護資機材の貸与を行うものとする。

- 3 市は、県の協力を得て輸送に従事した者に対し、線量計を貸与するとともに、スクリーニング等を実施する等の被ばく管理を適切に行うものとする。

第5 緊急輸送のための交通の確保

1 陸路輸送経路の確保

- (1) 市は、応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため田村警察署、自衛隊等の協力を得て、また自ら通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等の緊急輸送活動に必要な情報の収集に努めるものとする。
- (2) 市は、田村警察署と協議の上、交通可能道路等の情報に基づき、緊急輸送ルートを選定するものとする。
- (3) 市は、選定された緊急輸送ルートの確保に努めるとともに、損壊箇所がある場合には道路の重要度を考慮して計画的に道路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図るものとする。
- (4) 市及び田村警察署は、交通規制にあたって、相互に密接な連絡をとるとともに、その他関係機関及び住民等に対して周知するものとする。

2 空路による輸送

- (1) 発災直後など緊急を要する場合や交通途絶による孤立地帯への輸送については、放射性物質の状況を考慮し、県及び自衛隊にヘリコプターを要請し、医療従事者、緊急時モニタリング要員、飲料水、食料品及び防護資機材等を輸送するものとする。
- (2) 市は、既存のヘリコプターの臨時離着陸場の状況を把握し、直ちに選定し、県及び自衛隊に対して連絡するものとする。

第13節 防災業務関係者の安全確保

第1 方針

市は、被ばくする可能性のある環境下で、住民等に対する広報・指示伝達、避難誘導、交通整理、緊急時モニタリング、医療活動等の災害応急対策活動を実施する者及び放射性汚染物の除去等の災害復旧活動を実施する者(以下「防災業務関係者」という。)の安全を確保するため、防災業務関係者に対する防護対策、被ばく管理及び医療措置を適切に実施するものとする。また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

第2 防災業務関係者の放射線防護に係る指標

県の定める防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で50mSvである。ただし、防災業務関係者のうち、人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、

実効線量で 100mSvを上限とする。防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、市は、災害応急対策活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう配慮するものとする。

第3 防護対策

- 1 市は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク及び線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤等の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。
- 2 市は、防護資機材に不足が生じた場合、または生じるおそれがある場合には、県及び関係機関に対して、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。

第4 防災業務関係者の被ばく管理

- 1 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関独自で行うものとし、各機関ごとに、被ばく管理を行う人員を配置して、個人被ばく線量計の管理、汚染検査、除染等の措置を行うものとする。
- 2 市は、被ばく管理を行う人員及び防護資機材について不足が生じたときは、県及び原子力事業者に支援を要請するものとする。
- 3 市の防災業務関係者の被ばく管理は、田村市放射線健康管理センターが行うものとする。

4 防護資機材の確保

- (1) 市は、応急対策活動を行う防災業務関係者の安全確保のための防護資機材を確保するものとする。
- (2) 防護資機材に不足が生じた場合、または生じるおそれがある場合には、市は、県及び関係機関に対し防護資機材の支援の要請を行うものとする。

5 防災関係機関との情報交換

市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、県、関係市町村、事業者及び防災関係機関と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4章 原子力災害中長期対策

本章は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第1節 放射性物質による汚染の除去、放射性廃棄物の処理等

市は、国、県の指示または指導・助言のもとに事業者及び関係機関等と連携し、放射性物質に汚染された物質の除去を行うものとし、高線量箇所が発見されたときは、国が整備した除染関係ガイドラインを参考として速やかに除染作業を実施し、市民生活への影響を軽減するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き原子力災害被災者生活支援チームと連携し、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

第1 避難区域の設定

市は、発出された原子力緊急事態が解除された場合は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策実施区域として、長期にわたって居住を制限する「帰還困難区域」、引き続き避難を求める「居住制限区域」、市民の早期帰宅を目指す「避難指示解除準備区域」、「緊急時避難準備区域」等の避難区域を設定するものとする。

第2 各種制限措置設定・解除の周知

市は、独自のモニタリングの結果、基準値以上の農産物及び飲料水等の汚染が生じた場合、または国、県の指示に基づき、その汚染の程度により立入制限、出荷制限、採取及び摂取制限を行う。なお、事後モニタリング等により汚染の解消が確認された場合、または国、県から原子力災害応急対策として実施した立入制限、交通規制、飲食物の出荷

制限、摂取制限等各種制限措置の解除の措置を行うとともに、関係機関に連絡するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

市は、原子力緊急事態解除宣言後も継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。

第5節 心身の健康相談体制の維持

市は、市民に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

第6節 災害地域市民に係る記録等の作成

第1 災害地域市民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録・保管するものとする。なお、他市町村からの受け入れた避難者についても記録・保管するものとする。

第2 影響調査の実施

市は、県が行う農林水産業等の受けた影響について調査に協力するものとする。また、除染後の田畑から生産された農作物について、中長期的放射性物質の影響を把握するため継続的にモニタリングを行うものとする。なお、農作物に汚染が生じた場合は、速やかに県に報告し出荷及び摂取制限等の措置を行うものとする。

第3 災害対策措置状況の記録

市は、市内の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録し、保存しておくものとする。

第7節 適正な流通の促進

第1 消費者目線での情報提供

市は、市内で生産された農産物等の放射能を測定し、消費者が安心して購入できるよ

う広報活動を行い、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるようにするものとする。

第2 物価の監視

市は、国、県と連携し、生活必需品等の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。

第8節 被災者等の生活再建等の支援

第1 市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの回復・維持、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

第2 市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

第3 市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討するものとする。

第9節 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第10節 復旧・復興事業からの暴力団排除

市は、田村警察署、事業者及び防犯関係団体と連携し、暴力団排除活動の徹底により暴力団等の復旧・復興事業への参入・介入の防止に努めるものとする。

第 1 1 節 本部の解散

本部長は、原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、本部を解散するものとする。